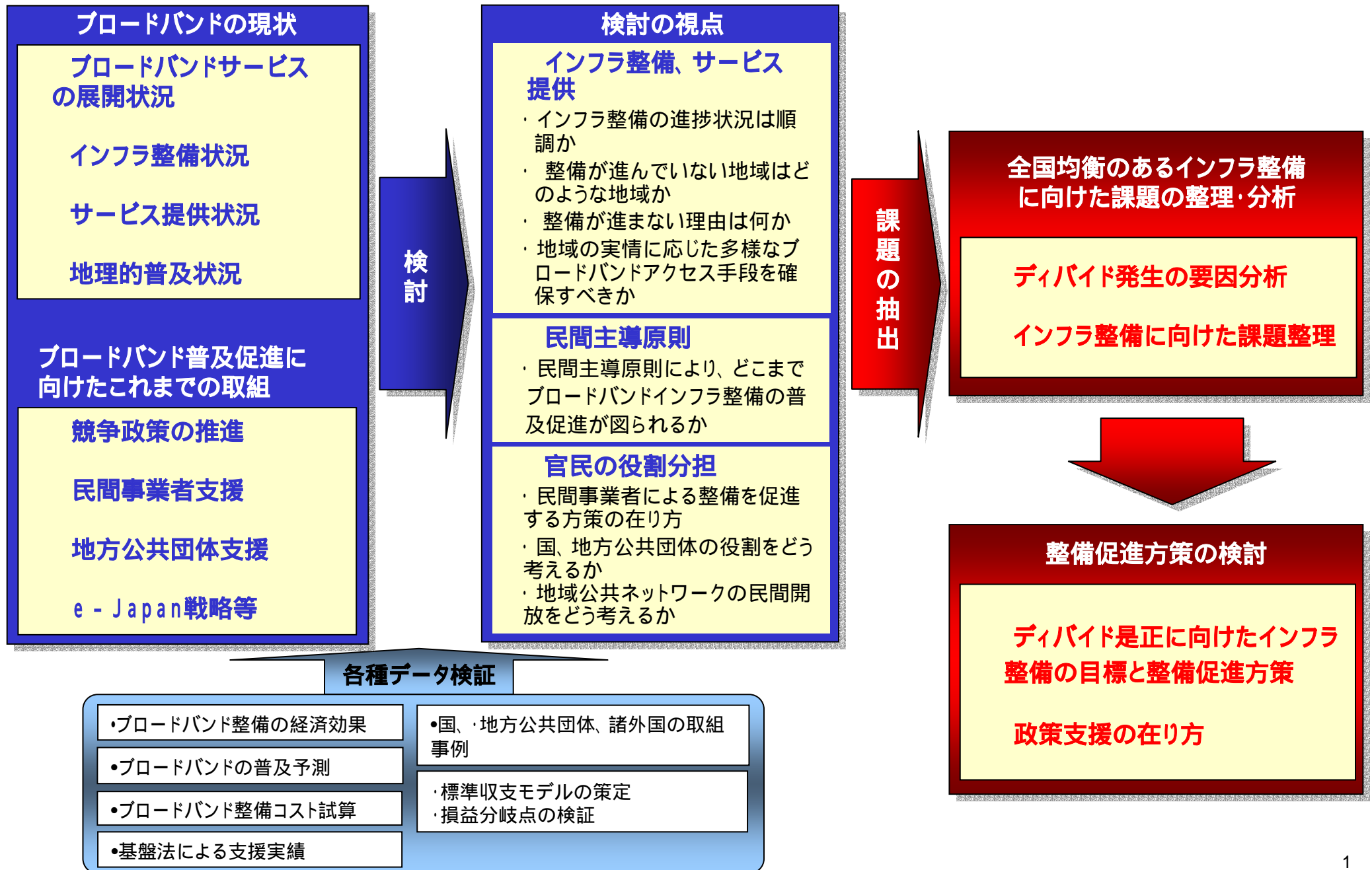


ブロードバンドの現状とこれまでの取組

総務省
平成16年6月10日

研究会の進め方（主な検討事項）



1 ブロードバンドの現状

1-1 「e-Japan戦略(2001年1月)」の進捗状況

インターネットについては、高速・超高速ともに「利用可能環境整備」の目標を達成。
ただし、実加入数との間には相当数のギャップ

目標

2005年までに常時接続可能な環境整備

・高速インターネット 3,000万世帯
(DSL等)

・超高速インターネット 1,000万世帯
(FTTH)

現状

加入可能数(2004年1月(DSLは03年12月))

・高速インターネット(DSL) 3,800万世帯

・超高速インターネット(FTTH) 1,806万世帯

実加入数(2004年4月)

・高速インターネット(DSL+CATV) 1,413万加入

・超高速インターネット(FTTH) 124万加入

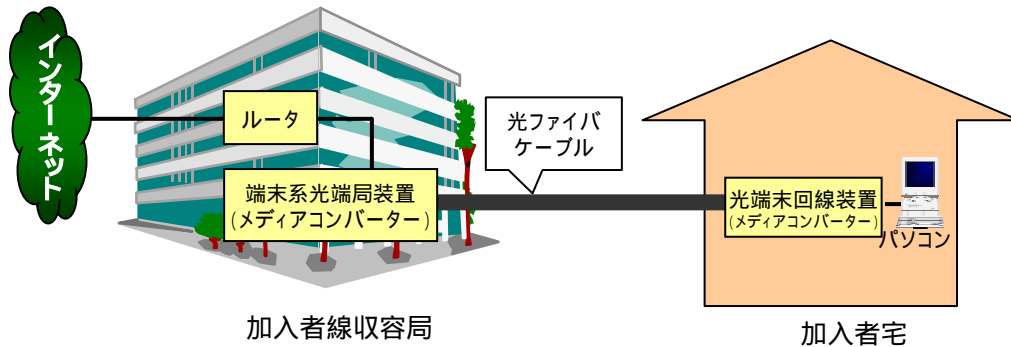
1-2 多様なブロードバンドサービスの展開

FTTH(光ファイバ)

加入者線収容局から加入者宅まで光ファイバケーブルを敷設し、超高速インターネットアクセスを可能とするもの。

加入者数 約124万
(H16.4末現在)

伝送速度
10Mbps ~ 100Mbps

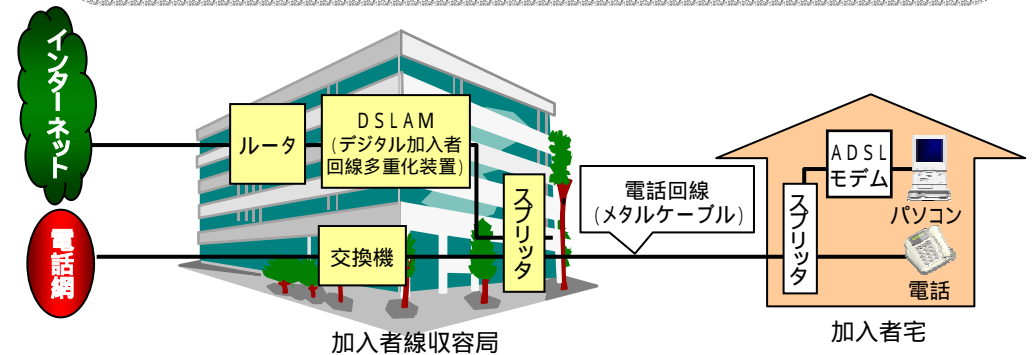


ADSL(非対称デジタル加入者回線)

既存のメタルケーブルにADSLモデム等の専用装置を設置することにより、電話サービスと同時に高速インターネットアクセスを可能とするもの。

加入者数 約1,151万
(H16.4末現在)

伝送速度
数百kbps ~ 40Mbps

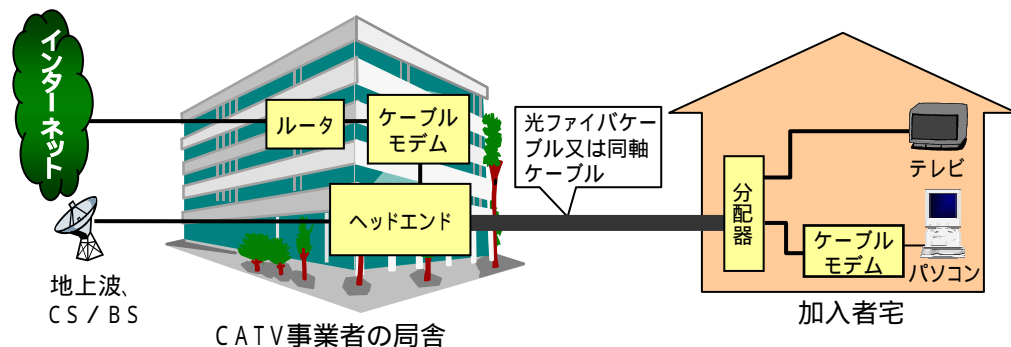


ケーブルインターネット

既存のケーブルテレビネットワークに専用の設備を追加することにより、高速インターネットアクセスを可能とするもの。

加入者数 約262万
(H16.4末現在)

伝送速度
数百kbps ~ 30Mbps

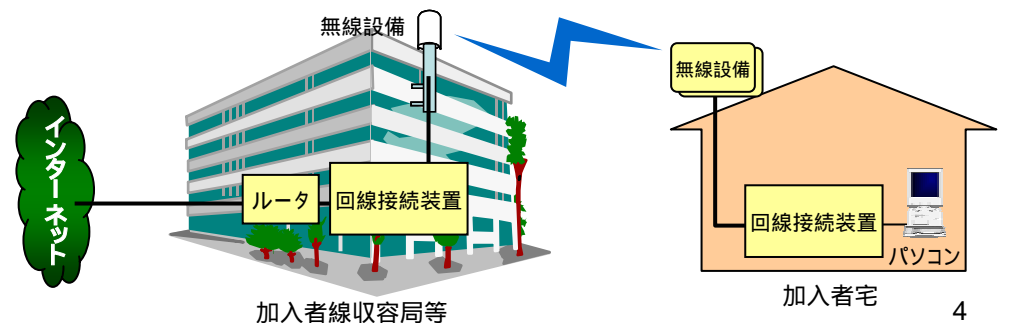


FWA(無線)

電気通信事業者の無線局から加入者までの加入者回線を無線により構築するもの。

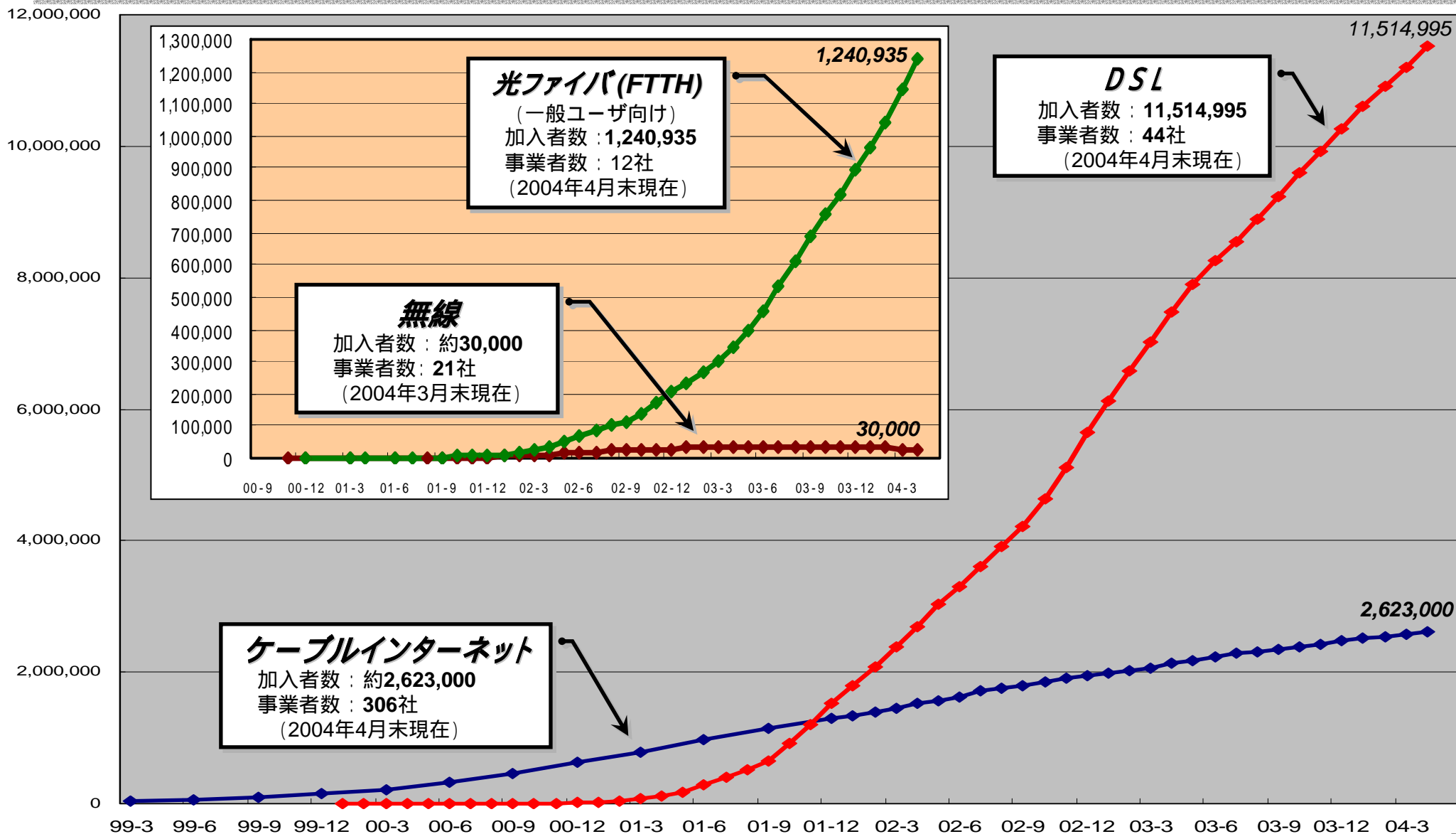
加入者数 約3万
(H16.3末現在)

伝送速度
数百kbps ~ 30Mbps



1-3 我が国におけるブロードバンドの現状 - 加入者数 -

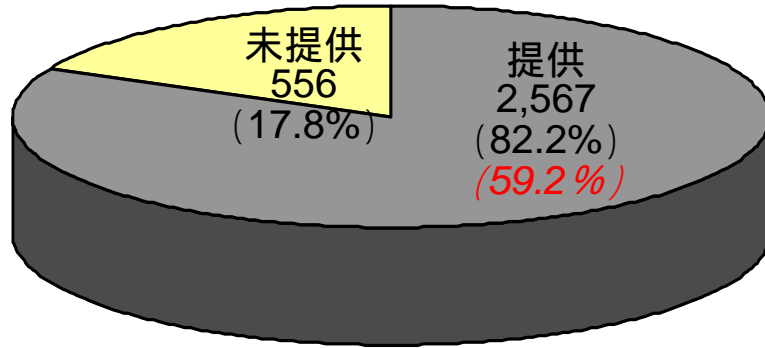
ブロードバンドの加入者については近年急激に拡大（ブロードバンド総加入者数は1,500万突破。）
 一般家庭向け光アクセスサービスについては、日本が世界に先駆けて2001年3月より提供開始。



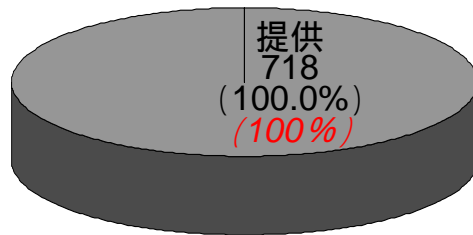
1-4-1 ADSLサービス普及状況（全国）

1. 提供市町村数

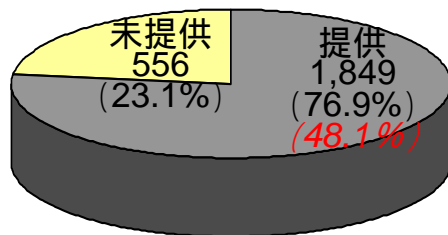
全国（3,123団体）



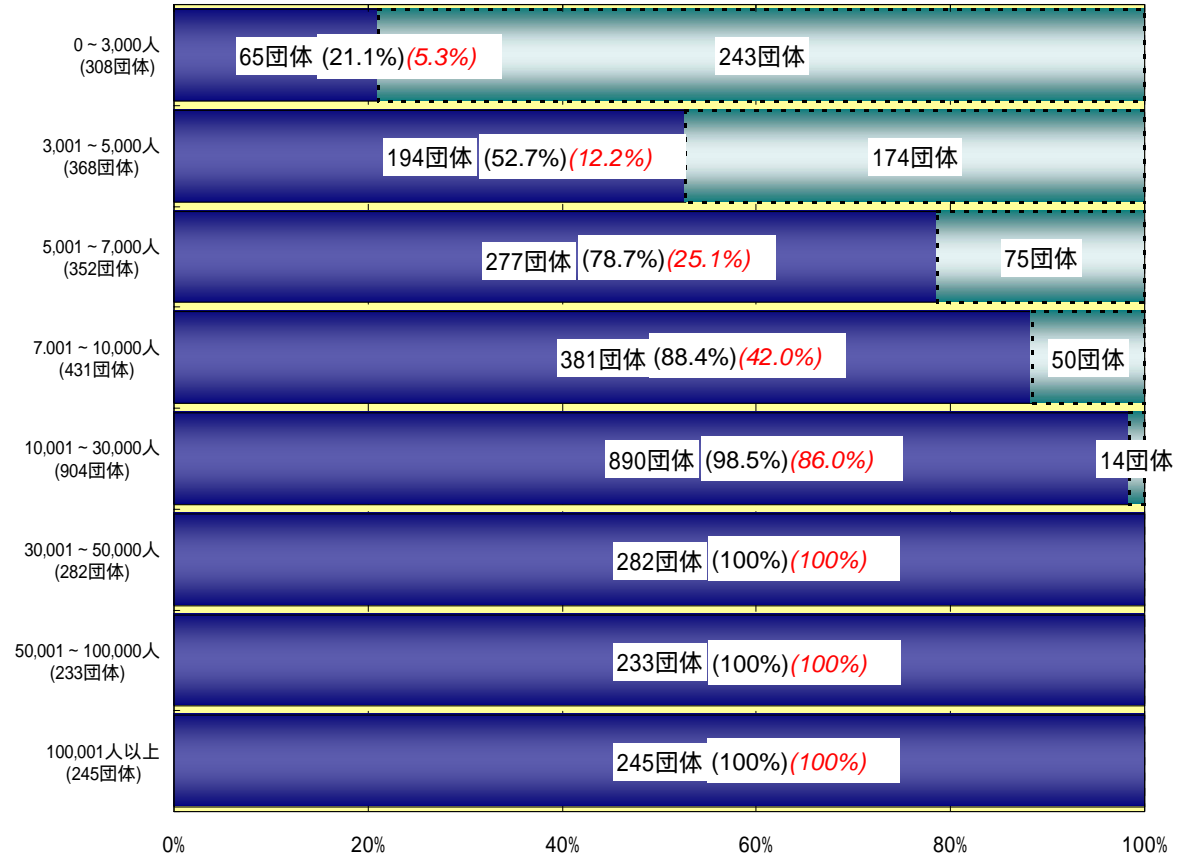
市（718団体：特別区を含む）



町村（2,405団体）



2. 提供市町村数（人口規模別）

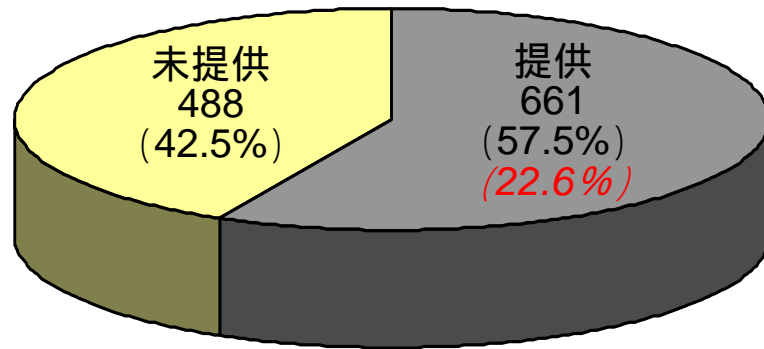


- (注) 1 提供市町村数は、サービスが少なくともその地域の一部で提供されている市町村数。
 2 DSL提供市町村については、NTT東西等の平成16年4月末のホームページ等による公開資料を基に集計したもの。ホームページに提供予定日が明示されている場合も提供市町村に含めている。
 3 人口については、平成14年3月末現在住民基本台帳による。全国市町村数については、平成16年4月1日現在。
 4 グラフ中斜体数字は平成15年3月末の状況。市町村数（当時3,241団体）が異なるため、単純比較はできない。

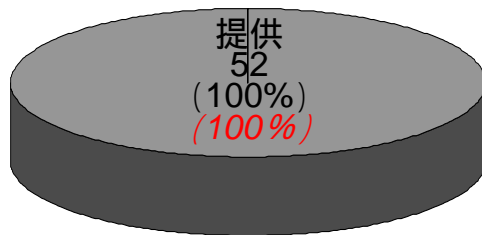
1-4-2 ADSLサービス普及状況（過疎地域）

1. 提供市町村数

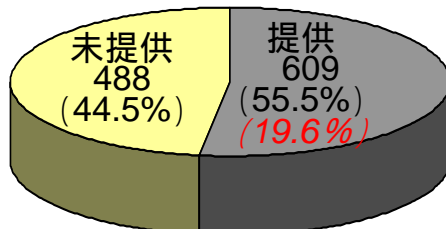
全国（1,149団体）



市（52団体：特別区を含む）



町村（1,097団体）



2. 提供市町村数（人口規模別）



- (注) 1 提供市町村数は、サービスが少なくともその地域の一部で提供されている市町村数。
 2 DSL提供市町村については、NTT東西等の平成16年4月末のホームページ等による公開資料を基に集計したもの。ホームページに提供予定日が明示されている場合も提供市町村に含めている。
 3 人口については、平成14年3月末現在住民基本台帳による。全国市町村数については、平成16年4月1日現在。
 4 グラフ中斜体数字は15年3月末の状況。市町村数（当時1,210団体）が異なるため、単純比較はできない。

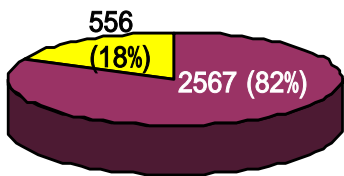
1-4-3 ADSLサービスの提供市町村・提供収容局状況（全国）

市町村数で見ると、全国の82%でサービスが提供されているが、収容局数で見ると59%となっている。そのため、サービス提供がされている市町村であっても、まだ提供されていない地域が多く存在することが推測される。

提供市町村状況

1. 提供市町村数

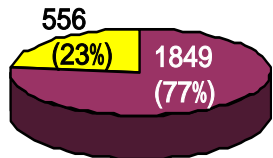
全国（3,123団体）



市（718団体：特別区を含む）

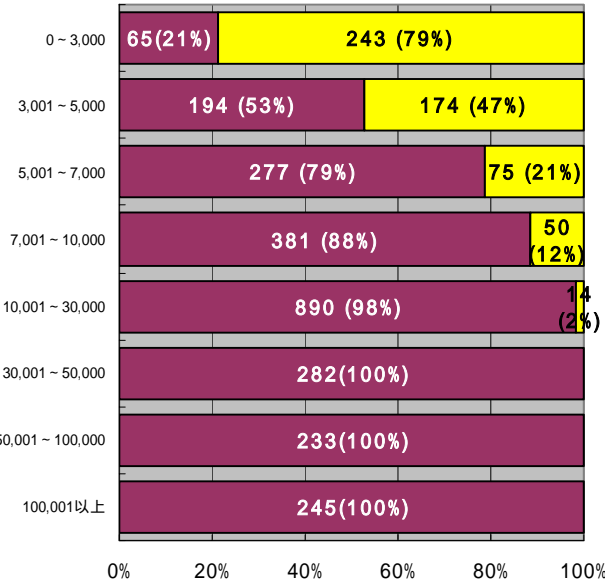


町村（2,405団体）



2. 提供市町村数（人口規模別）

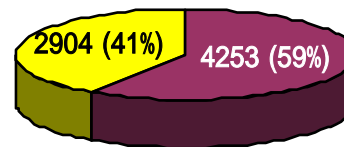
人口(人)



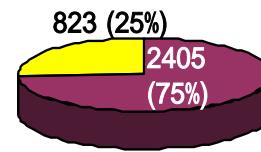
提供収容局状況

1. 提供収容局数

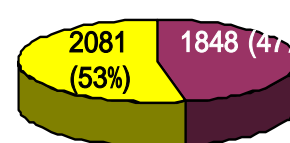
全国（7,157局）



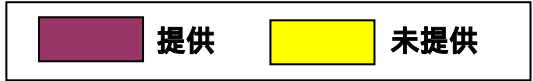
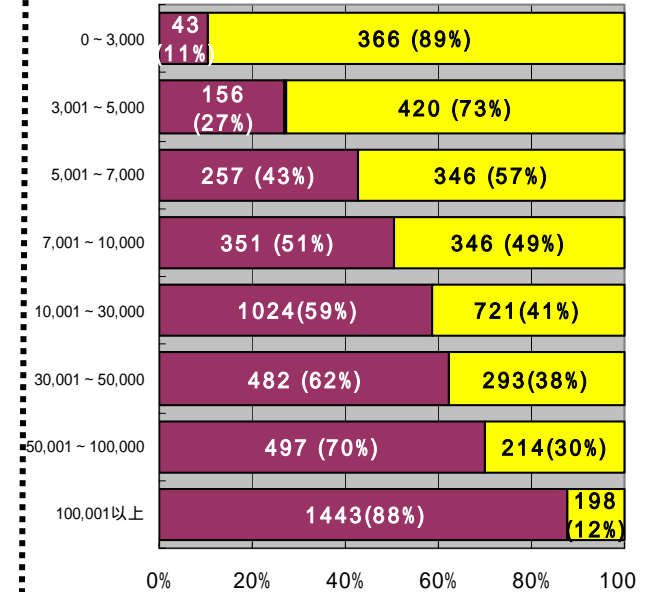
市（3,228局：特別区を含む）



町村（3,929局）



2. 提供収容局数（人口規模別）



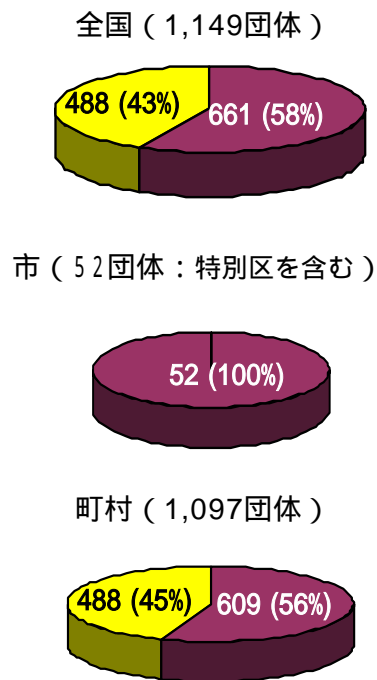
1-4-4 ADSLサービスの提供市町村・提供収容局状況（過疎地域）

過疎地域の市町村数で見ると、全国の58%でサービスが提供されているが、収容局数で見ると30%となっている。

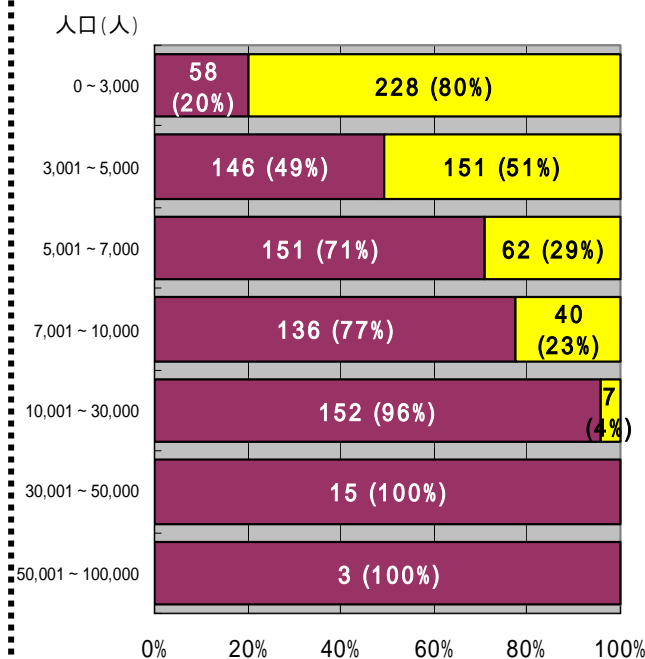
過疎地域の提供収容局を人口規模別にみても、すべて40%程度以下であり、過疎地域においては提供されていない地域がより多く存在することが推測される。

提供市町村状況

1. 提供市町村数

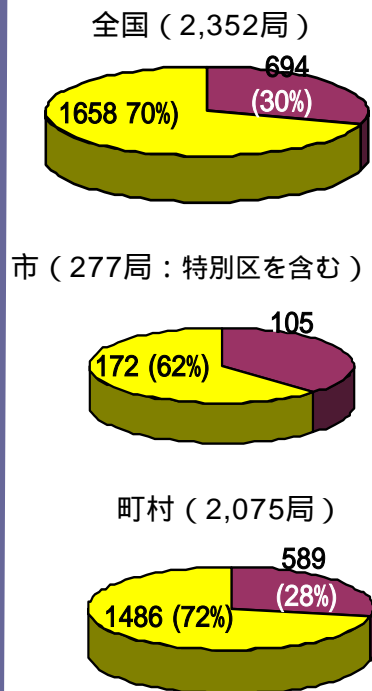


2. 提供市町村数（人口規模別）

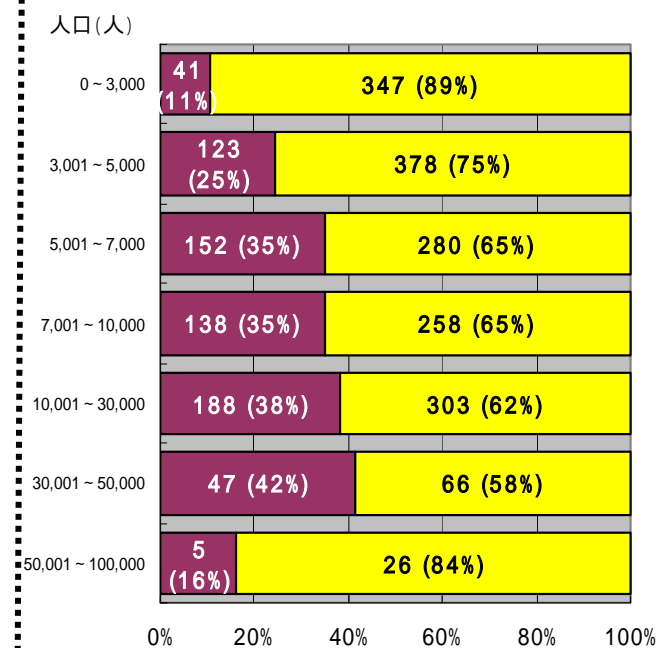


提供収容局状況

1. 提供収容局数



2. 提供収容局数（人口規模別）



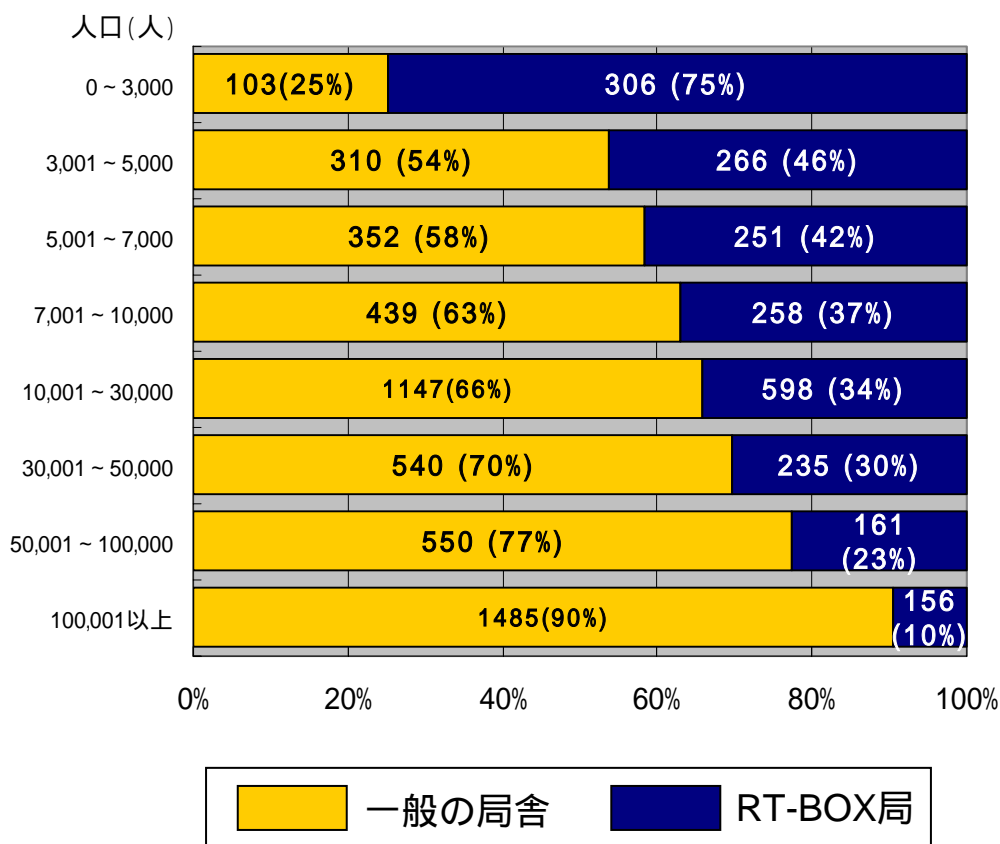
■ 提供 ■ 未提供

1-4-5 収容局の局舎種別及びADSLサービス提供収容局状況

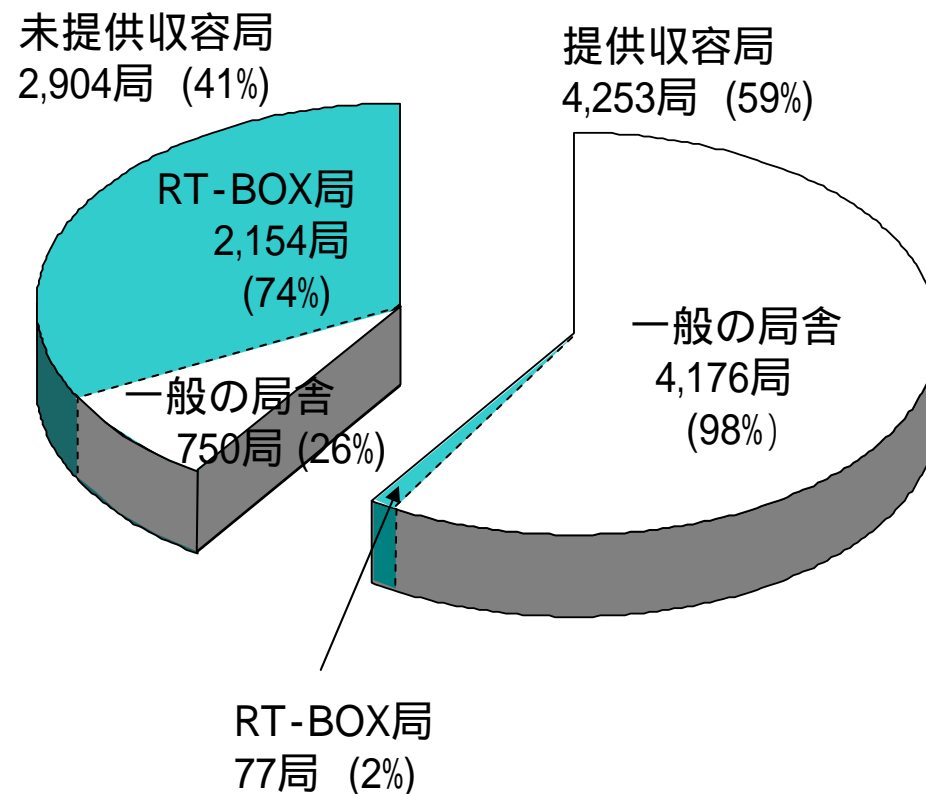
全国の収容局を局舎の種別でみた場合、人口の少ない市町村ほどRT-BOX局の割合が高くなっている。
 全国の収容局の約6割でADSLサービスが提供されているが、RT-BOX局でのサービス提供は少ない。

(注) RT-BOX局とは、小規模エリアの電話・ISDN等のユニバーサルサービスを効率的に収容する遠隔多重加入者線装置。現在のIP系サービスが登場する前の平成2年頃より導入された。

局舎種別（人口規模別）



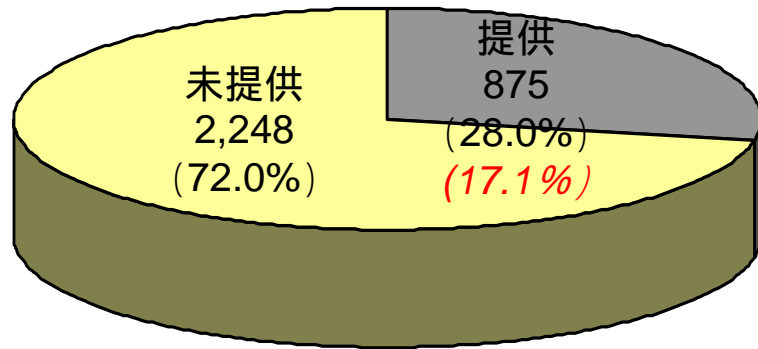
ADSL提供収容局の状況



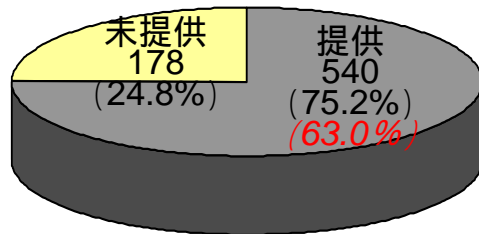
1-5-1 F T T Hサービス普及状況（全国）

1. 提供市町村数

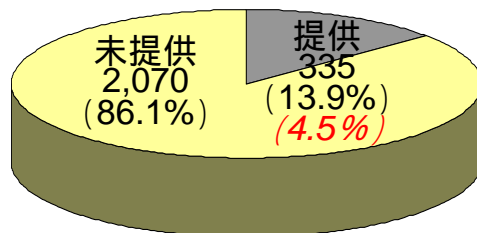
全国（3,123団体）



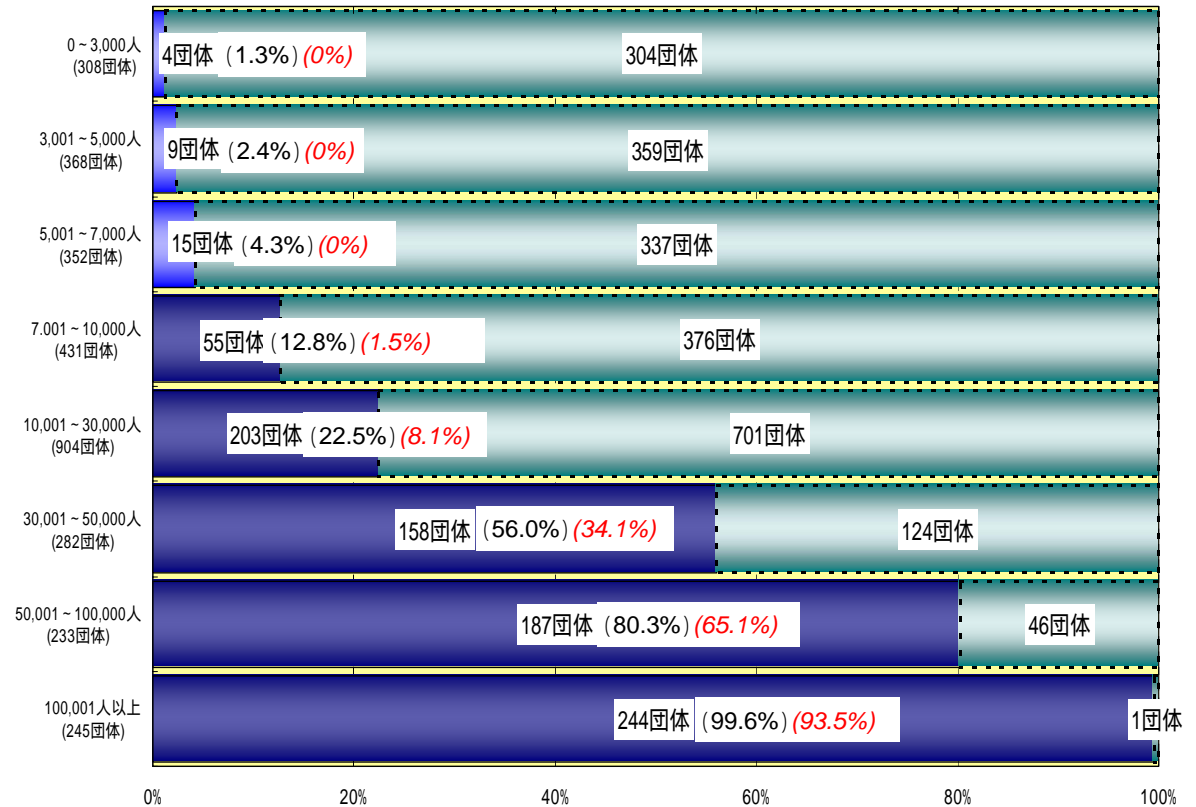
市（718団体：特別区を含む）



町村（2,405団体）



2. 提供市町村数（人口規模別）

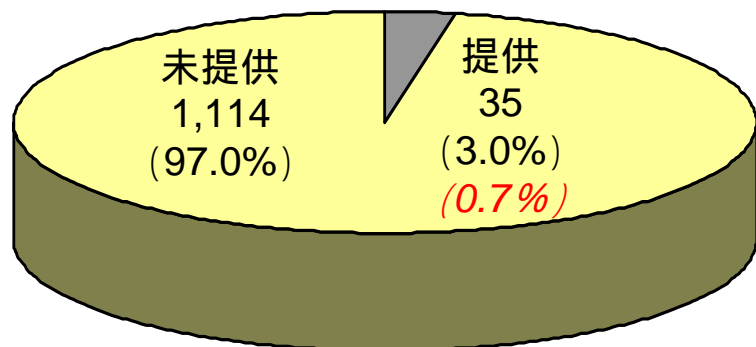


- (注) 1 提供市町村数は、サービスが少なくともその地域の一部で提供されている市町村数。
 2 F T T H提供市町村については、N T T東西等の平成16年4月末のホームページ等による公開資料を基に集計したもの。ホームページに提供予定日が明示されている場合も提供市町村に含めている。
 3 全国市町村数は、平成16年4月1日現在。人口は平成15年4月1日現在。
 4 グラフ中斜体数字は15年3月末の状況。市町村数（当時3,241団体）が異なるため、単純比較はできない。

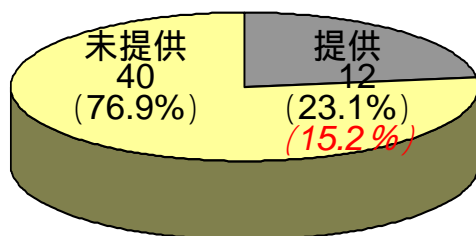
1-5-2 F T T Hサービス普及状況（過疎地域）

1. 提供市町村数

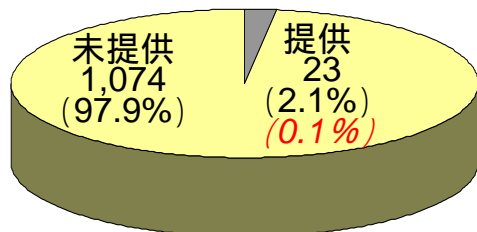
全国（1,149団体）



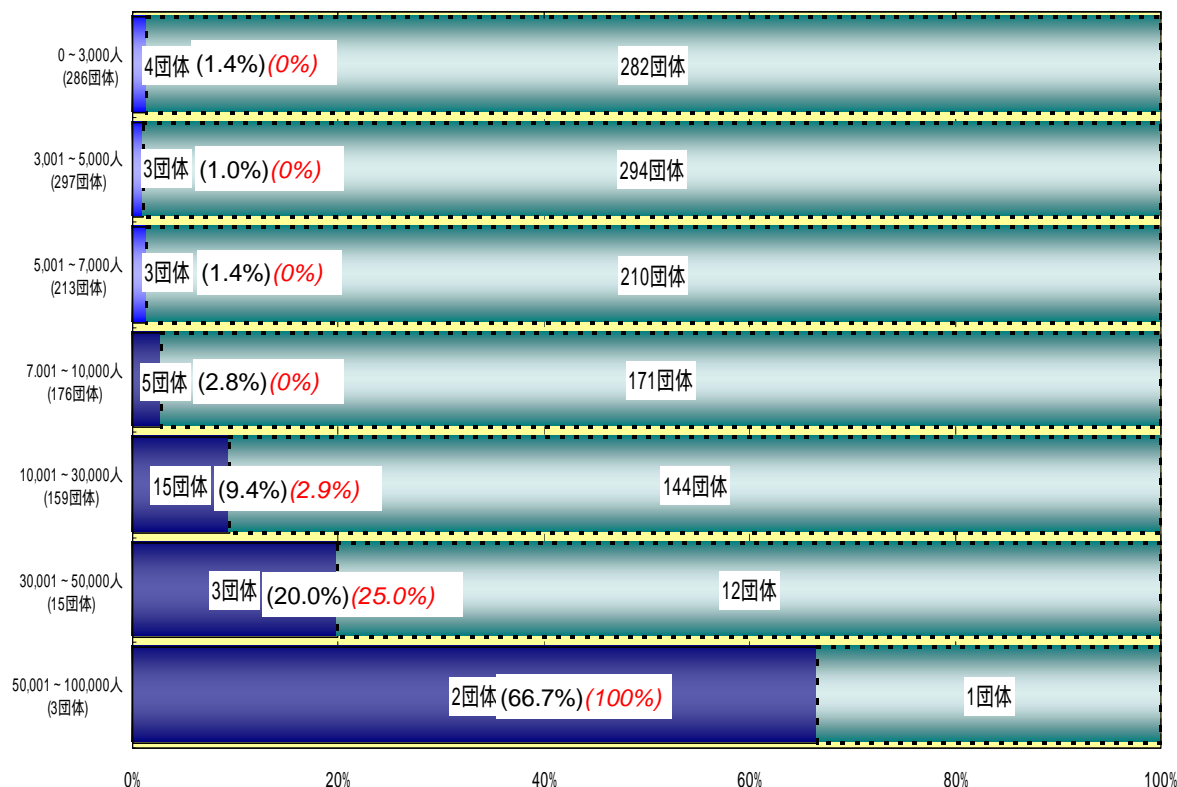
市（52団体：特別区を含む）



町村（1,097団体）

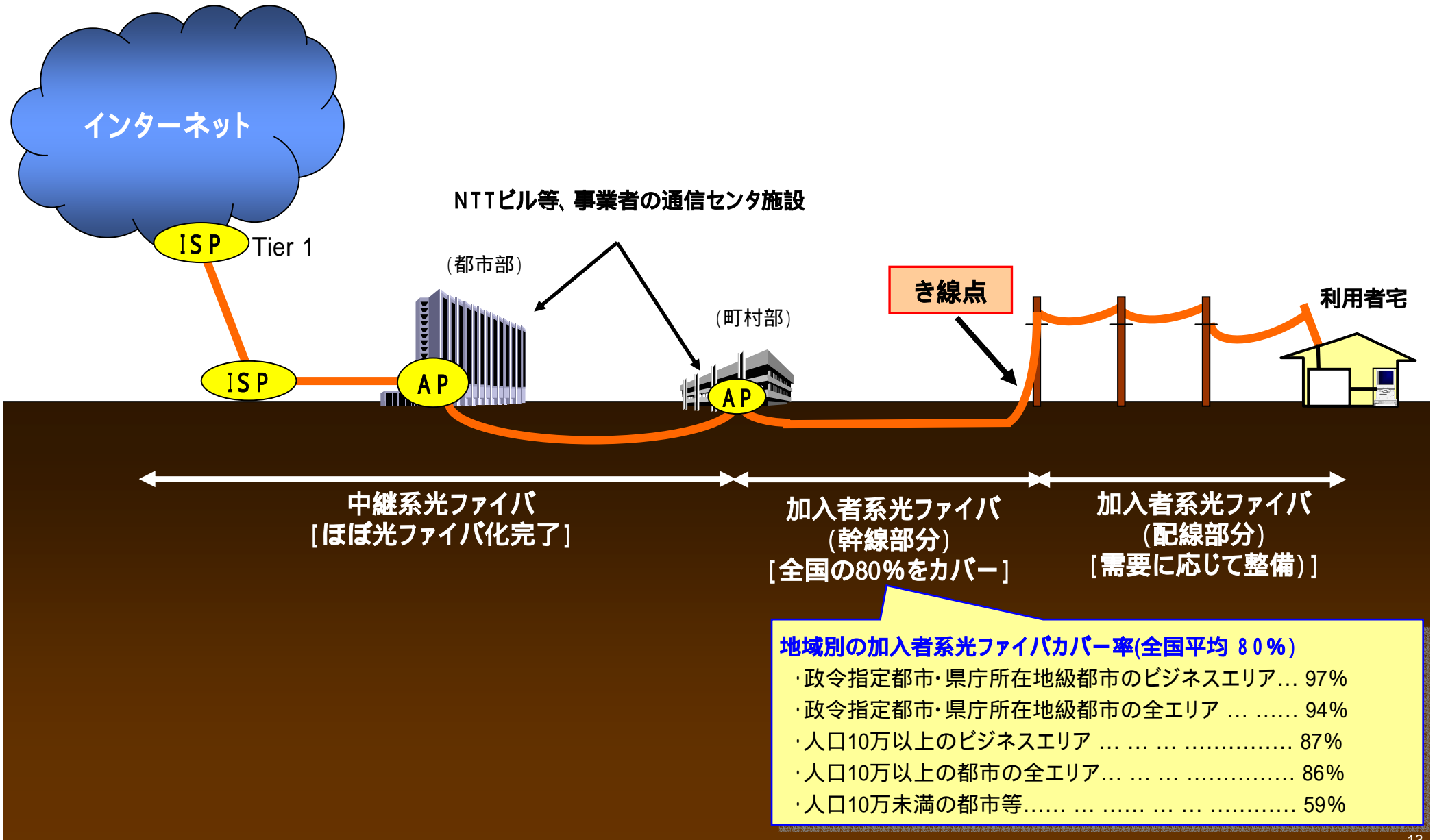


2. 提供市町村数（人口規模別）



- (注) 1 提供市町村数は、サービスが少なくともその地域の一部で提供されている市町村数。
 2 F T T H提供市町村については、N T T東西等の平成16年4月末のホームページ等による公開資料を基に集計したもの。ホームページに提供予定日が明示されている場合も提供市町村に含めている。
 3 全国市町村数は、平成16年4月1日現在。人口については、平成15年4月1日現在。
 4 グラフ中斜体数字は15年3月末の状況。市町村数（当時1,210団体）が異なるため、単純比較はできない。

1-6 光ファイバ網を活用した超高速インターネットアクセスサービス



1-7 加入者系光ファイバ網（幹線部分）の整備状況

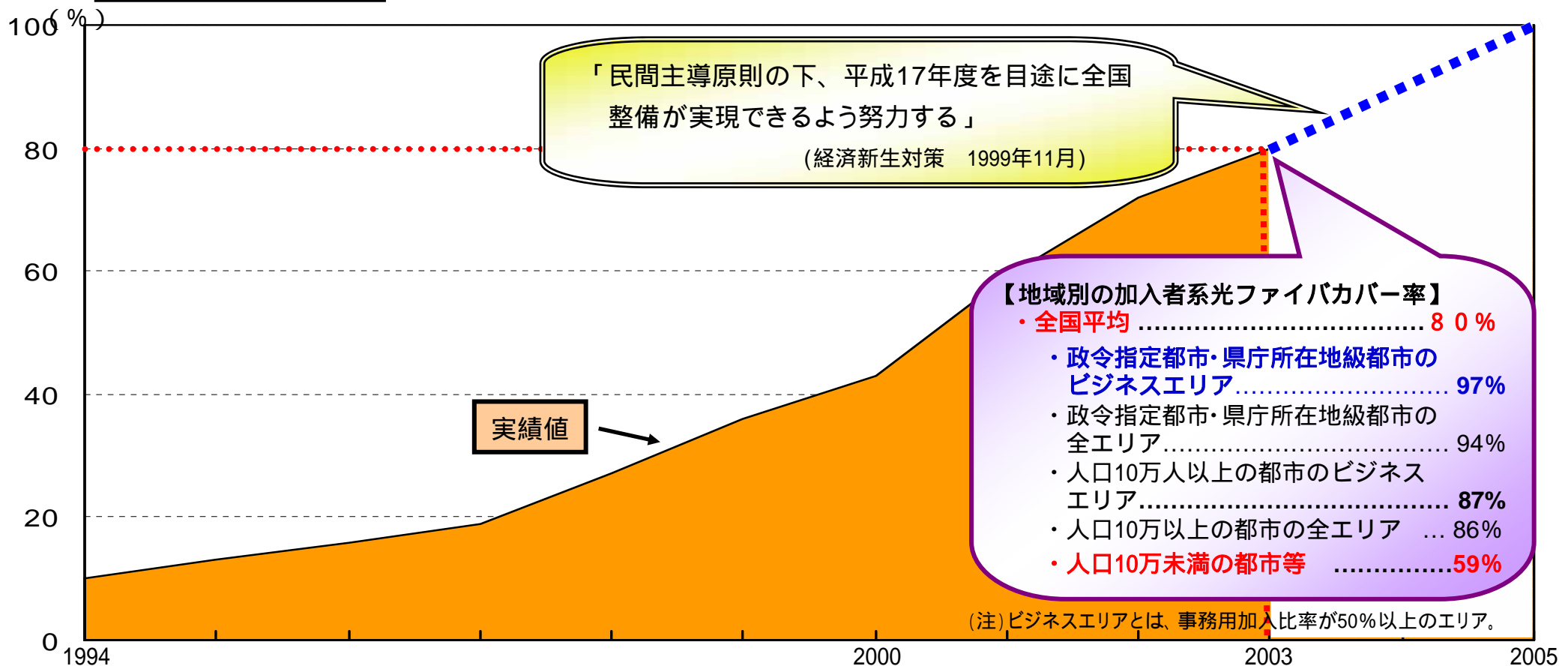
光ファイバ網の整備状況(2003年度末)

中継系ネットワーク ほぼ光ファイバ化が完了

加入者系ネットワーク 全国の約80%をカバー(NTT局舎からき線点^()まで光化されている割合)

()き線点:数百程度(平均300)の加入世帯を一つの配線区画としてとらえ、その区画内の加入世帯への配線を一つに束ねる地点

カバー率(目標値)



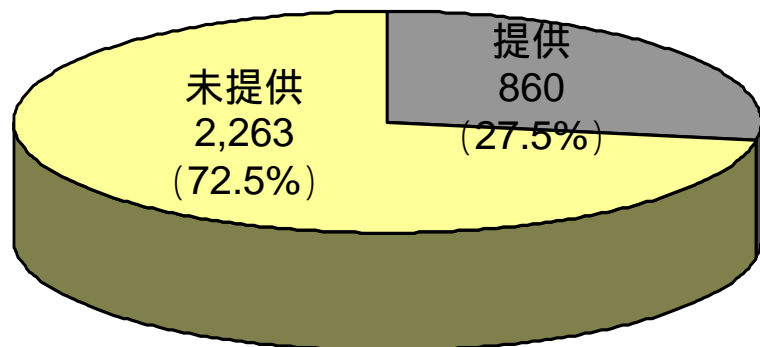
	94年度末	95年度末	96年度末	97年度末	98年度末	99年度末	00年度末	01年度末	02年度末	03年度末
カバー率	約10%	約13%	約16%	約19%	約27%	約36%	約43%	約59%	約72%	約80%

2005
(年度末)

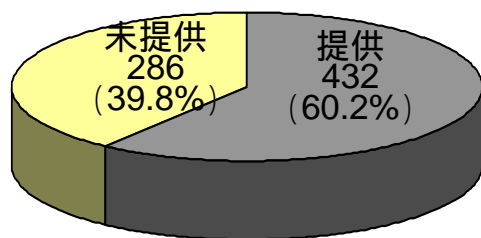
1-8-1 ケーブルインターネットサービス普及状況（全国）

1. 提供市町村数

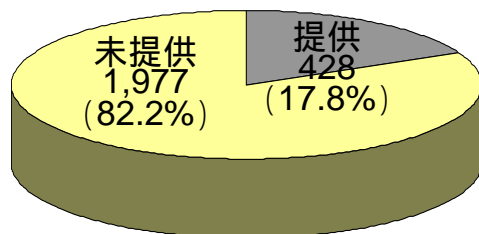
全国（3,123団体）



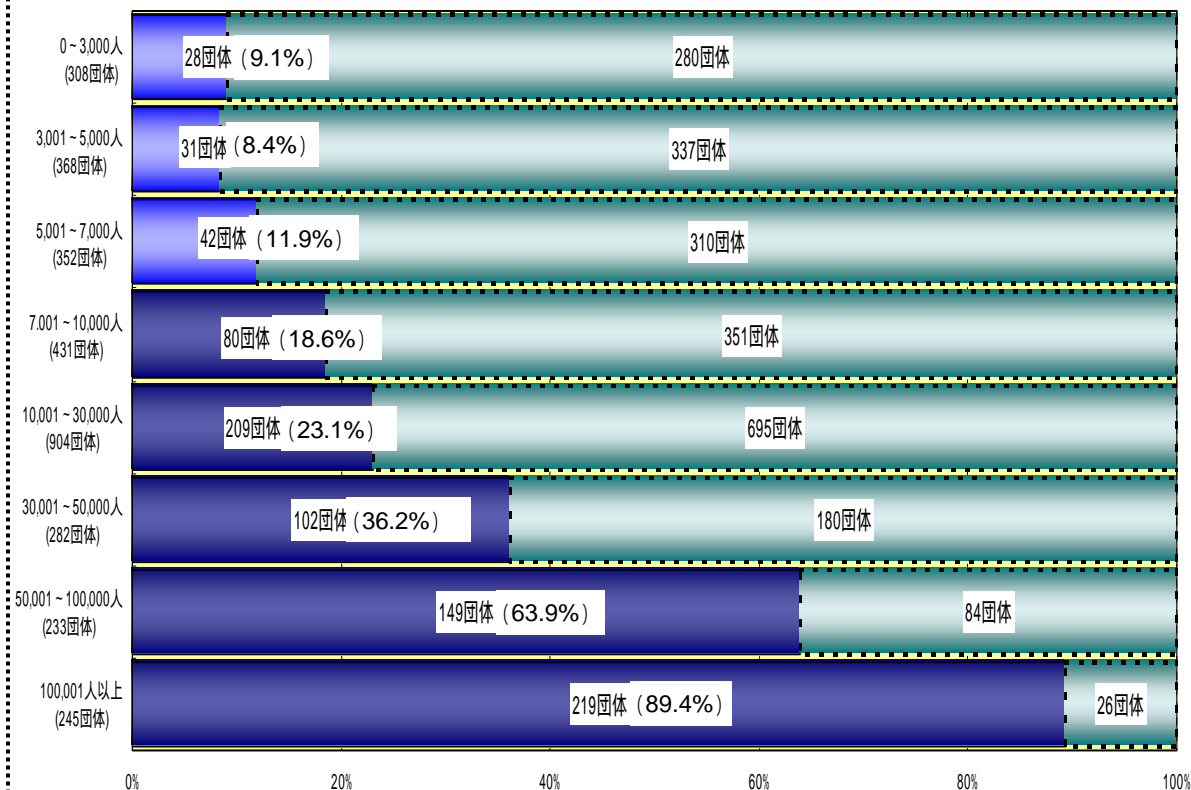
市（718団体：特別区を含む）



町村（2,405団体）



2. 提供市町村数（人口規模別）

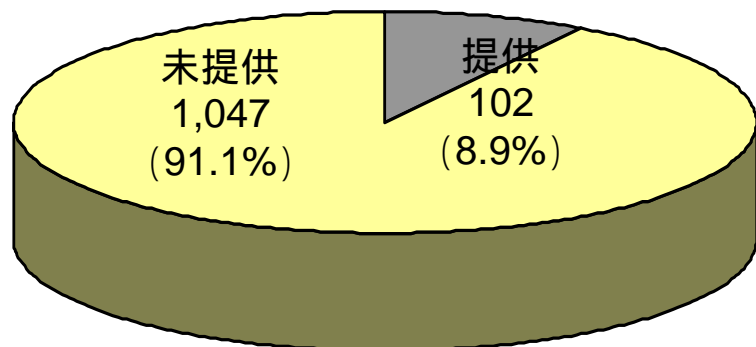


- (注) 1 提供市町村数は、サービスが少なくともその地域の一部で提供されている市町村数。
 2 ケーブルインターネット提供市町村については、CATV事業者の平成16年4月末のホームページ等による公開資料を基に集計したもの。ホームページに提供予定日が明示されている場合も提供市町村に含めている。
 3 全国市町村数は、平成16年4月1日現在。人口は平成15年4月1日現在。

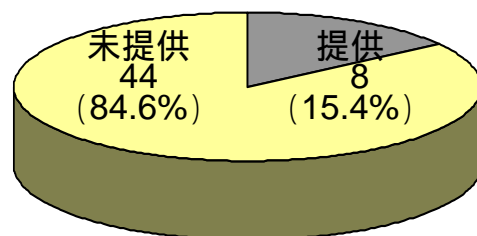
1-8-2 ケーブルインターネットサービス普及状況（過疎地域）

1. 提供市町村数

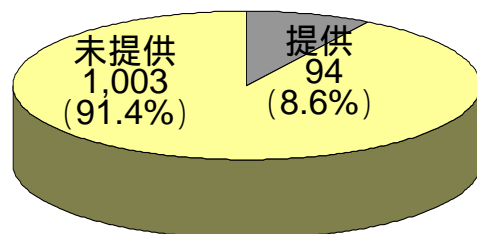
全国（1,149団体）



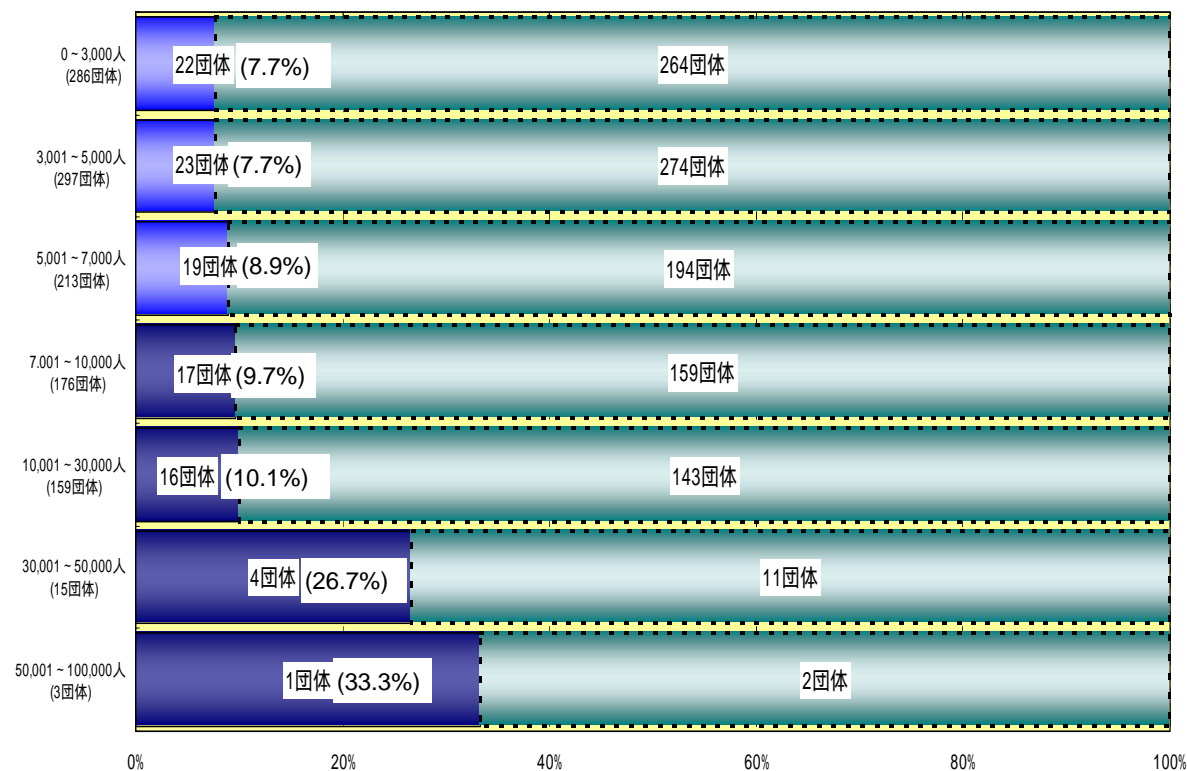
市（52団体：特別区を含む）



町村（1,097団体）



2. 提供市町村数（人口規模別）



- (注) 1 提供市町村数は、サービスが少なくともその地域の一部で提供されている市町村数。
 2 ケーブルインターネット提供市町村については、CATV事業者の平成16年4月末のホームページ等による公開資料を基に集計したもの。ホームページに提供予定日が明示されている場合も提供市町村に含めている。
 3 全国市町村数は、平成16年4月1日現在。人口は平成15年4月1日現在。

2 ブロードバンド普及に向けたこれまでの取組

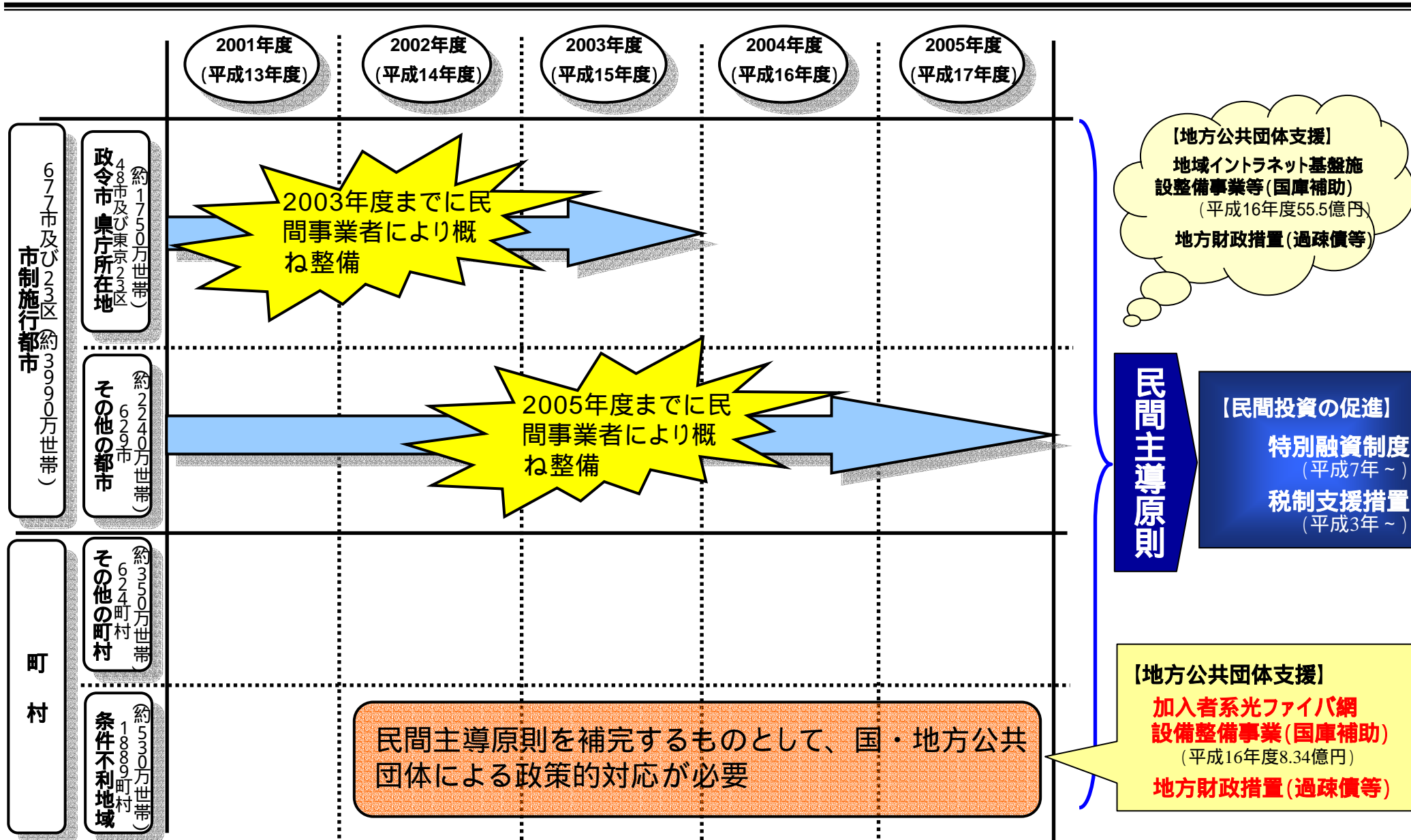
2-1 インフラ整備とデジタル・ディバイド是正に向けたこれまでの主な経緯

年次	政府決定・基本方針等	競争政策	インフラ整備施策・事業 (基盤法、補助金等)	線路敷設、集合住宅	ブロードバンドサービス状況
平成3年 (1991年)			電気通信基盤充実臨時措置法(基盤法)制定 ・光ファイバ網の早期全国整備に向け、光ファイバ網を中心とした新世代通信網の整備に対する総合的支援の実現		
平成4年 (1992年)					
平成5年 (1993年)			基盤法改正(信頼性向上施設整備事業の追加)		
平成6年 (1994年)	高度情報通信社会推進本部を内閣に設置		「新世代地域ケーブルテレビ施設整備事業」を創設。		
平成7年 (1995年)	高度情報通信社会推進に向けた基本指針 ・民間主導の下、光ファイバ網整備(き線点光化)について2010年を念頭に早期の全国整備を目指す		基盤法改正 ・加入者系光ファイバ網整備に対する総合的支援の実現(特別融資制度の創設、高度有線テレビジョン放送施設整備事業の追加)		
平成8年 (1996年)			基盤法改正 ・特別融資制度の下限金利引下げ、対象設備(ONU(光端末回線装置))の追加		CATVインターネットサービス開始(10月)
平成9年 (1997年)		接続の基本的ルール of 策定 ・接続の義務化、指定電気通信設備制度の創設			
平成10年 (1998年)	高度情報通信社会推進に向けた基本方針 ・光ファイバ網の全国整備を、2005年までに実現できるよう努力する	料金の届出化	「地域イントラネット基盤整備事業」を創設(平成10年度補正予算)		
平成11年 (1999年)					2.2GHz、2.6GHz、3.8GHz帯 FWAサービス開始(4月) DSLサービス開始(12月)
平成12年 (2000年)	高度情報通信ネットワーク社会形成基本法(IT基本法)成立(平成13年1月6日施行)	DSLのための接続制度充実 ・アンバンドルルール、コロケーションルールの整備	「DSL普及促進補助金」実施(平成12年度補正予算18.5億円)		

年次	政府決定・基本方針等	競争政策	インフラ整備施策・事業 (基盤法、補助金等)	線路敷設、集合住宅	ブロードバンドサービス状況
平成13年 (2001年)	<p>高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部(IT戦略本部)を内閣に設置</p> <p>「e-Japan戦略」(IT戦略本部決定)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・5年以内に世界最先端のIT国家となることを目指す ・5年以内に3000万世帯が高速インターネット、1000万世帯が超高速インターネットに常時接続可能な環境整備 「21世紀懇談会」最終報告 ・条件不利地域における公共投資による光ファイバ網整備の必要性 「全国ブロードバンド構想」 ・高速・超高速インターネットの全国的な普及に関する2005年度までのスケジュール、官民の役割分担、実際の利用見込み、期待される社会生活の変化を整理 	<p>光ファイバ設備等に係るアンバンドルルールの整備</p> <p>電気通信事業法改正</p> <ul style="list-style-type: none"> ・非対称規制、ユニバーサル基金導入等 	<p>基盤法延長、拡充</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成18年5月31日まで5年間延長 ・過疎地等の利子助成下限金利引下げ ・DSL、FWA、ケーブルインターネット関連施設を支援対象に追加 「地域イントラネット基盤整備事業」を公共事業化 	<p>公益事業者の電柱・管路等使用に関するガイドライン策定(以降毎年4月改正)</p> <p>ダークファイバ情報ウェブ上で情報公開開始</p> <p>既存の分譲マンションのIT化工事に関する区分所有法の解釈の明確化</p>	<p>FTTHサービス開始(3月)</p> <p>DSL100万加入突破(11月)</p>
平成14年 (2002年)		<p>電気通信役務利用放送法の施行</p>	<p>「地域情報交流基盤整備モデル事業(加入者系光ファイバ網設備整備事業等)」創設(予算10億円)</p> <p>(併せて、あらかじめ、当該事業への開放を目的とする地域イントラネットの整備を可能とした)</p>	<p>新築共同住宅情報化標準を策定</p> <p>地方公共団体が保有するダークファイバを民間事業者へ開放する際の標準的手続き策定</p> <p>既存集合住宅のIT化標準、改修のための合意形成マニュアル及び技術指針の策定</p>	<p>電力系事業者FTTHサービス開始(2月以降)</p> <p>DSL500万加入突破(11月)</p>
平成15年 (2003年)	<p>「e-Japan戦略」(IT戦略本部決定)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2005年までに高速インターネット3000万世帯、超高速インターネット1000万世帯が利用する 			<p>区分所有法の一部改正施行</p> <p>・マンションの共用部分の変更について決議要件を緩和</p>	<p>CATVインターネット200万加入突破(2月)</p> <p>5GHz帯FWAサービス開始(2月)</p> <p>電気通信役務利用放送事業者のサービス開始(3月)</p> <p>地上デジタル放送開始(12月)</p> <p>DSL加入者1000万加入突破(12月)</p>
平成16年 (2004年)	<p>IT戦略本部評価専門調査会中間報告</p> <p>・過疎地域等におけるブロードバンドサービスの普及は遅れており、今後取り組みに力を入れていく必要がある</p>	<p>電気通信事業法改正の施行</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一種・二種区分廃止、参入規制緩和、料金・約款規制の原則廃止等 	<p>「地域情報交流基盤整備モデル事業」の対象地域の拡大、対象設備へのFWAの追加</p> <p>あらかじめ、CATV事業への開放を目的とする地域イントラネットの整備を可能とした</p>		<p>FTTH100万加入突破(2月)</p> <p>18GHz帯FWAサービス開始(2月)</p>

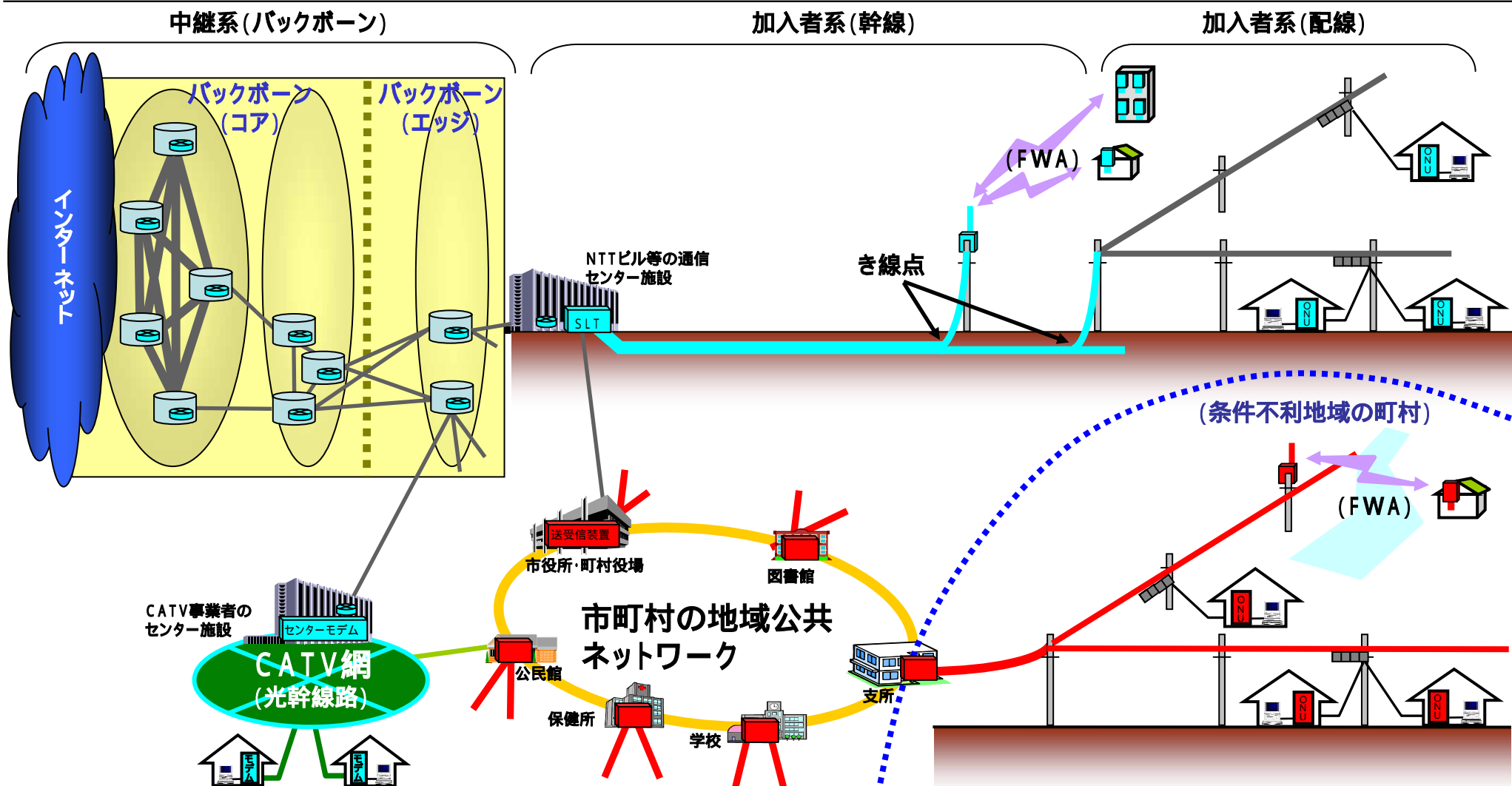
2-2 「全国ブロードバンド構想」(2001.10.16)

—2005年度までの加入者系光ファイバ網の整備見通し—



- 1 「条件不利地域」:「過疎地」、「辺地」、「半島」、「離島」、「山村」、「特定農山村」のいずれかに指定された地域を含む町村。
- 2 市町村数については、平成15年4月1日現在。

2-3 高度通信インフラ整備に対する支援



(民間事業者支援)

■ 基盤法等に基づく金融支援(無利子・低利融資、利子助成)、税制優遇対象設備 (支援対象設備:光ファイバ、DSL、ケーブルインターネット、FWA等)

(地方公共団体支援)

■ 地域公共ネットワーク整備に対する補助対象設備(地域イントラネット基盤施設整備事業等)

■ 条件不利地域の町村が行う、地域公共ネットワークを活用した加入者系光ファイバ網整備に対する補助対象設備(加入者系光ファイバ網設備整備事業)

■ 市町村又は第三セクターが行う、ケーブルテレビ整備に対する補助対象設備(新世代地域ケーブルテレビ施設整備事業)

2-4 ブロードバンド普及促進施策（民間事業者支援）

【法制度】

電気通信基盤充実臨時措置法(H3.6～H18.5)

【支援措置】

日本政策投資銀行等による無利子・低利融資

日本政策投資銀行等及び情報通信研究機構による超低利融資

税制優遇措置

法人税の特別償却

固定資産税の課税標準の圧縮

情報通信研究機構による債務保証

【スキームの概要】

光ファイバ網、DSL等の広帯域加入者網を整備する事業者に対する無利子・低利融資。
(無利子融資は、第3セクターのみ)

日本政策投資銀行等が行う低利融資に係る利子について、情報通信研究機構が最大2%の幅で、下限金利まで助成金を交付。
(過疎地域等においては下限金利を優遇)

光ファイバ網、DSL等の広帯域加入者網を構成する施設について、6%又は15%の法人税の特別償却を適用することができる。

光ファイバ網、DSL等の広帯域加入者網を構成する施設に係る固定資産税について、20%又は25%軽減することができる。

光ファイバ、DSL等の広帯域加入者網を整備する事業者は、情報通信研究機構による債務保証を受けることができる。

2-5 基盤法による支援対象設備の変遷

電気通信基盤充実臨時措置法(基盤法)により、設備整備を行う民間事業者に対し、金融支援、税制優遇措置が実施されている。

基盤法制定当初は中継系設備が支援の中心であったが、その後加入者系設備へとシフトしてきている。

加入者系設備についても、光ファイバ中心からDSL、FWA等に多様化してきている。

加入者系光ファイバに対する民間事業者支援については、「幹線部分(局舎からき線点までの区間)」が対象。

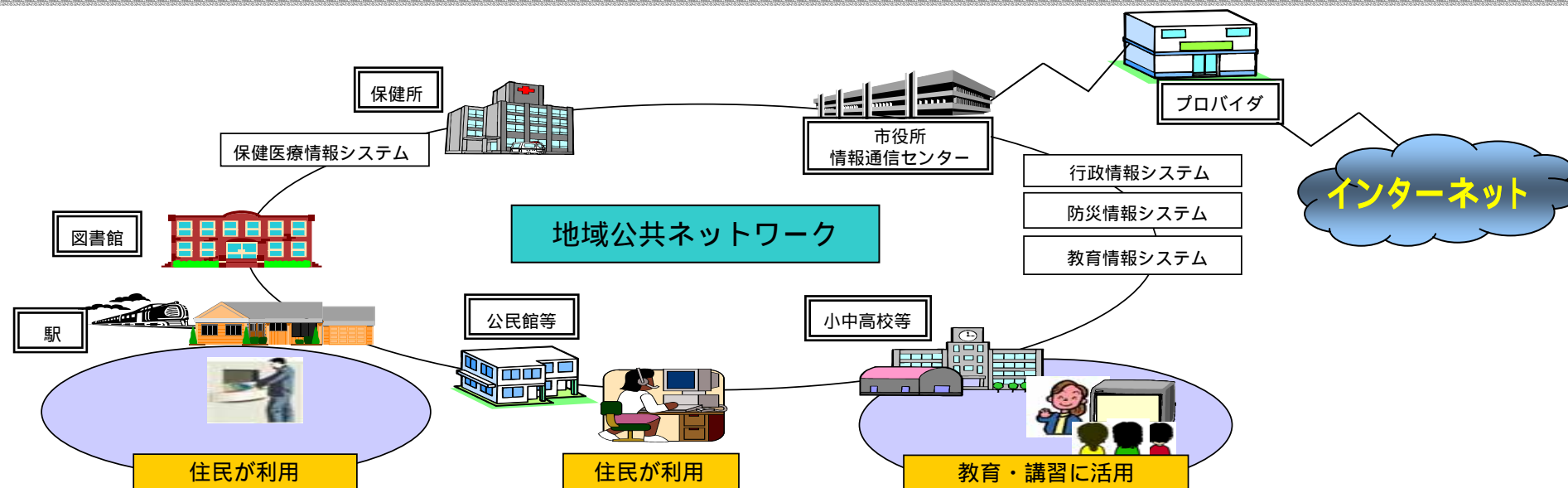
平成14年度創設の「加入者系光ファイバ網設備整備事業」においては、加入者系光ファイバの「配線部分(き線点から加入者宅まで)」を補助対象としている(地方公共団体支援)。

基盤法による支援対象設備の変遷（高度通信施設整備事業関係）

支援対象設備		H3 (1991)	H4 (1992)	H5 (1993)	H6 (1994)	H7 (1995)	H8 (1996)	H9 (1997)	H10 (1998)	H11 (1999)	H12 (2000)	H13 (2001)	H14 (2002)	H15 (2003)	
中継系	無利子・低利融資 (NTT-C、NTT-C')	同期デジタル伝送装置、通信網制御装置、複合通信変換装置													
		中継系光ファイバケーブル													
		波長分割多重装置(WDM)													
	国税 (法人税特別償却)	同期デジタル伝送装置、通信網制御装置、複合通信変換装置													
		中継系光ファイバケーブル													
		波長分割多重装置(WDM)													
	税制 地方税 (固定資産税)	同期デジタル伝送装置													
		高性能ルーター													
		IPv6対応ルーター(事業所間を接続するもの)													
		波長分割多重装置(WDM)													
通信網制御装置、複合通信変換装置															
中継系光ファイバケーブル															
複合通信用交換機(ATM)															
加入者系	無利子・低利融資 (NTT-C、NTT-C')	端末系光幹線路(加入者系光ファイバケーブルの幹線部分)													
		端末系光端局装置(SLT)													
		光端末回線装置(ONU)													
		DSLAM、スプリッタ													
		FWA無線設備													
		ケーブルモデム													
		IPv6対応ルーター(無利子・低利融資のみ)													
	税制 国税 (法人税特別償却)	端末系光幹線路(加入者系光ファイバケーブルの幹線部分)													
		端末系光端局装置(SLT)													
		DSLAM、スプリッタ													
		FWA無線設備													
		ケーブルモデム													
		IPv6対応ルーター(事業所と加入者間を接続するもの)													
		高性能ルーター													
地方税 (固定資産税)	端末系光幹線路(加入者系光ファイバケーブルの幹線部分)														
	端末系光端局装置(SLT)														
	DSLAM、スプリッタ														
	FWA無線設備、回線接続装置														
	ケーブルモデム														
	衛星インターネット無線設備、多重化装置														

2-6-1 地域イントラネット基盤施設整備事業等

地域の教育、行政、福祉、防災等の高度化を図るため、学校、図書館、公民館、市役所などを高速・超高速ネットワークで接続する地域公共ネットワークの整備に取り組む地方公共団体等を支援。



事業主体：都道府県、市町村、第三セクター及び複数の地方公共団体の連携主体

補助対象： 施設・設備費(センター施設、映像ライブラリー装置、送受信装置、構内伝送路、双方向画像伝送装置、伝送施設等)
用地取得費・道路費

補助率： 都道府県、市町村単独の場合 及び 都道府県、政令市、中核市から成る連携主体の場合 1 / 3
以外の連携主体、合併市町村(ただし、合併年度及びこれに続く一年度に限る。)の場合 及び 沖縄県、沖縄県内の市町村 1 / 2
第三セクターの場合 1 / 4

その他： あらかじめ、加入者系光ファイバ網設備整備事業への開放を目的とする整備が可能。
あらかじめケーブルテレビ(地方公共団体、第三セクターが運営するものに限る)への開放を目的とする整備が可能

平成15年度予算額：60.05億円

平成16年度予算額：55.51億円

事業実施状況

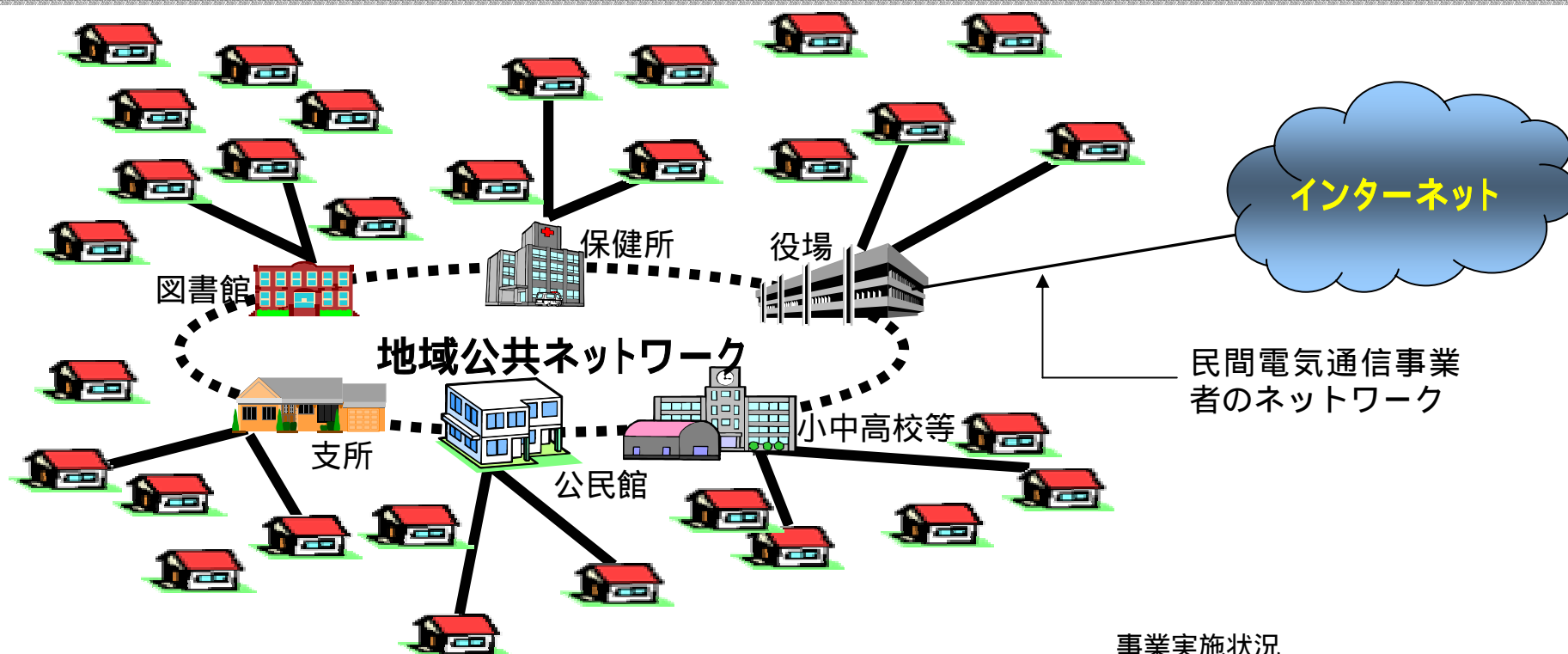
平成10年度	7事業
平成11年度	19事業
平成12年度	252事業
平成13年度	244事業
平成14年度	207事業
平成15年度	47事業

平成17年度までの全国整備を目指し、平成15年度までに776事業を実施

下線部は平成16年度拡充部分

2-6-2 加入者系光ファイバ網設備整備事業

過疎地域等においてモデル事業として、地域公共ネットワークを活用して行う加入者系光ファイバ網整備することにより、超高速インターネットが可能な環境整備を加速・推進する地方公共団体等を支援。



事業主体：条件不利地域町村（過疎、離島、辺地、半島、山村、特定農山村のいずれかの指定を受けた地域を含む町村。合併により市となった条件不利地域の旧町村の区域）

補助対象：光ファイバケーブル、無線アクセス装置（FWA等）、光電変換装置、送受信装置

補助率：1 / 3

平成15年度予算額：9.5億円

平成16年度予算額：8.34億円

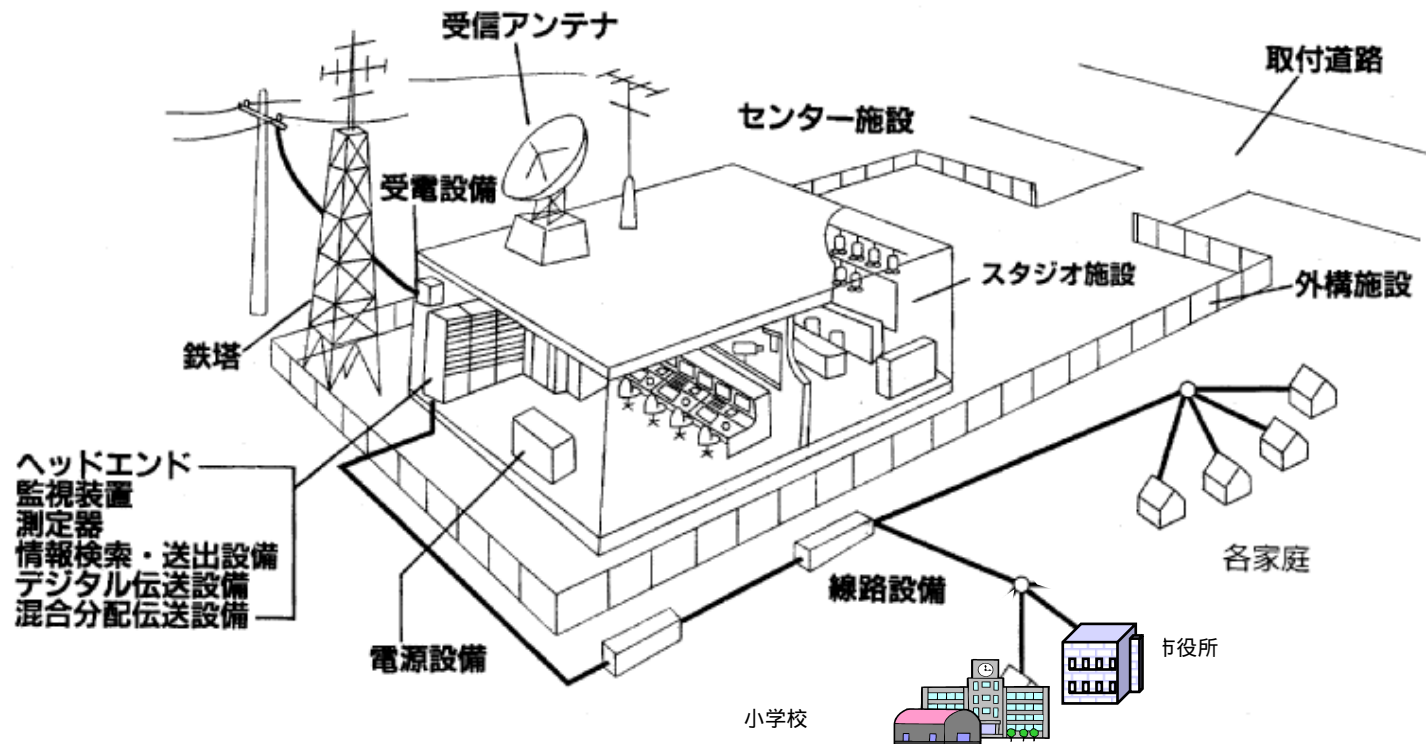
下線部は平成16年度拡充部分

事業実施状況

平成14年度	4事業（6町） （北海道長沼町、秋田県矢島町、岡山県建部町、広島県東野町・大崎町・木江町）
平成15年度	4事業（3町1村）（愛知県足助町、宮崎県木城町、茨城県七会村、新潟県能生町）

2-6-3 新世代地域ケーブルテレビ施設整備事業

地域に密着した映像情報等を提供するケーブルテレビを整備し、地域の住民生活に必要不可欠な行政・文化・教養情報等、多様な情報の提供を行う地方公共団体等を支援。



事業主体：市町村又は第三セクター
 補助対象：センター設備、ネットワーク設備等
 補助率：市町村が整備・運営する場合：1/3
 第三セクターが整備・運営する場合：1/4・1/6・1/8
 平成15年度予算額：2,107百万円
 平成16年度予算額：1,894百万円

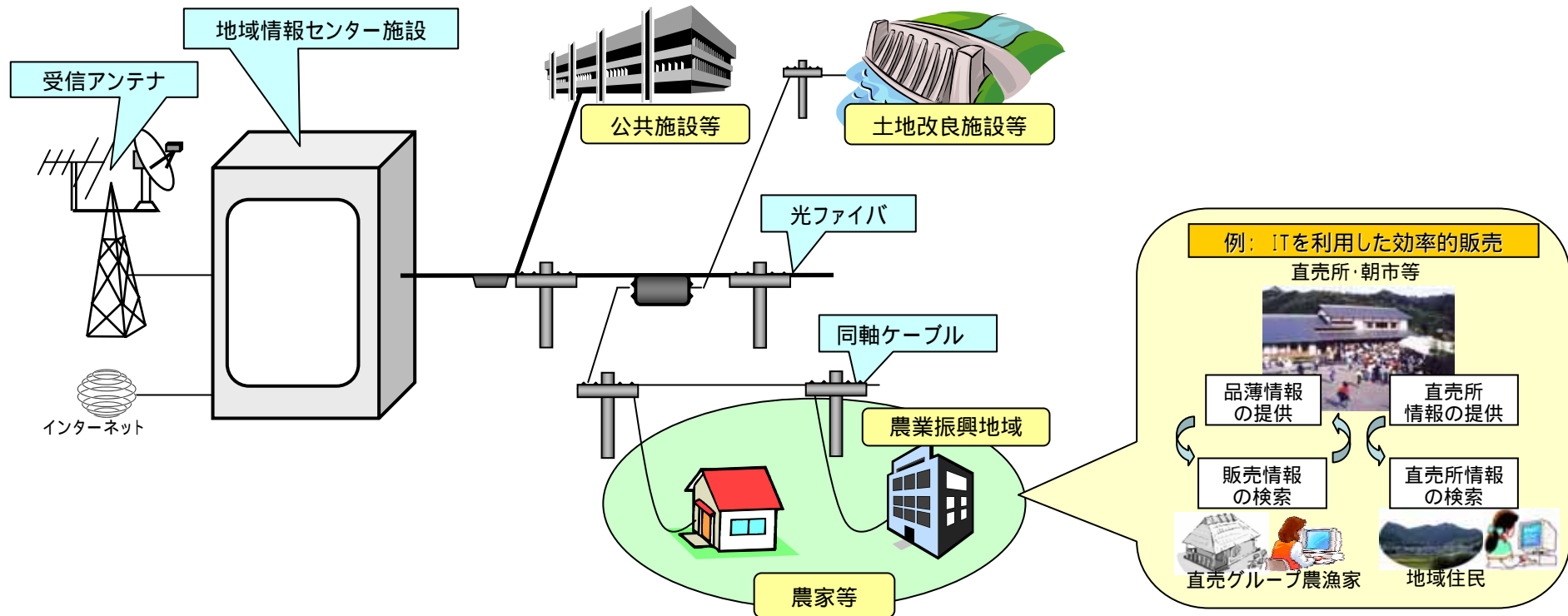
事業実施状況

平成11年度	130事業
平成12年度	166事業
平成13年度	214事業
平成14年度	174事業
平成15年度	17事業

平成6年度から平成15年度までに
849事業を実施

2-6-4 農村振興支援総合対策事業（情報基盤整備事業）

農村地域において、農業情報（気象情報、市況等）を含む行政情報等の提供を行うとともに、土地改良施設等の施設管理情報、防災情報等を受発信できる情報基盤整備や高速・大容量のケーブルテレビ整備を行う地方公共団体等を支援。



事業主体：都道府県、市町村、一部事務組合、農業協同組合
 補助対象：スタジオ施設、ヘッドエンド、受信アンテナ、線路設備等
 補助率：1/3
 事業実施期間：平成15年度から平成19年度
 平成15年度予算額：2,695百万円
 平成16年度予算額：2,390百万円

事業実施状況

平成15年度	14事業
--------	------

2-6-5 地方財政措置

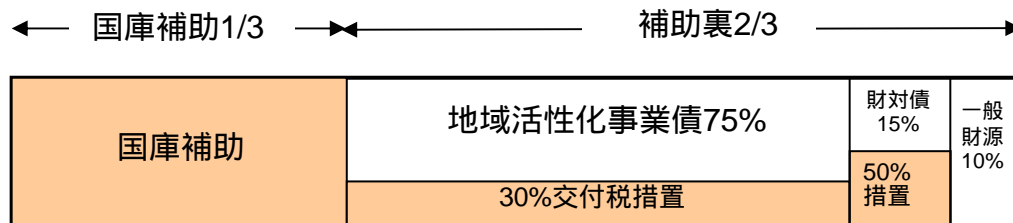
補助金を除いた地方公共団体負担分(いわゆる補助裏)の一部又は全部につき、地域活性化事業債、過疎対策事業債の起債が可能。

また、地方単独事業により行う地方公共団体についても同様の地方財政措置を講じる。

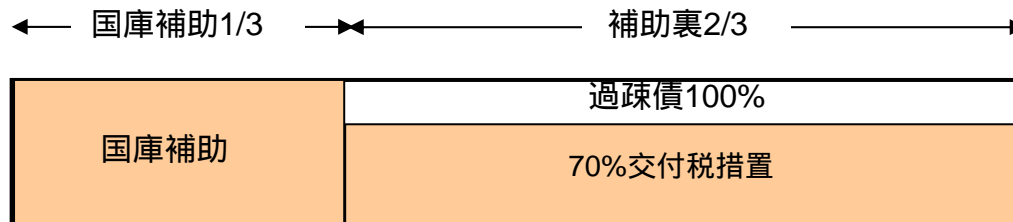
補助裏に係る地財措置

(国庫補助率 1/3の場合)

(1) 地域活性化事業債を活用する場合

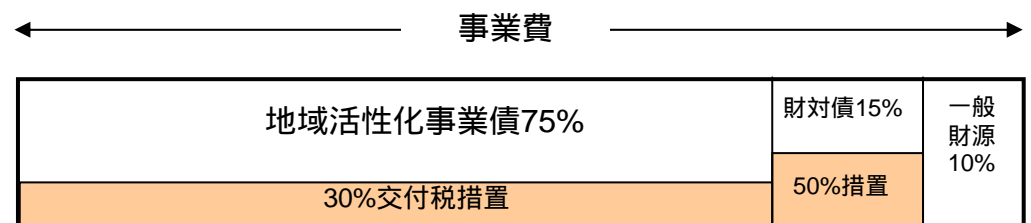


(2) 過疎債を活用する場合

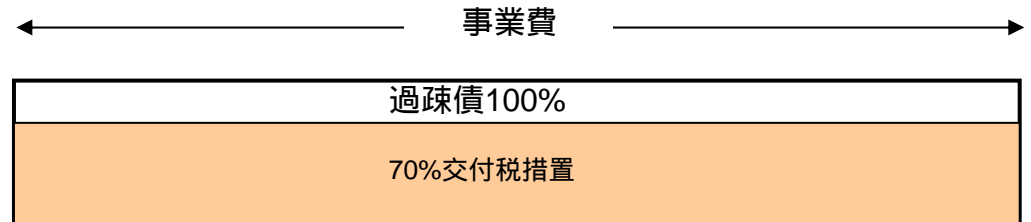


地方単独事業に係る地財措置

(1) 地域活性化事業債を活用する場合

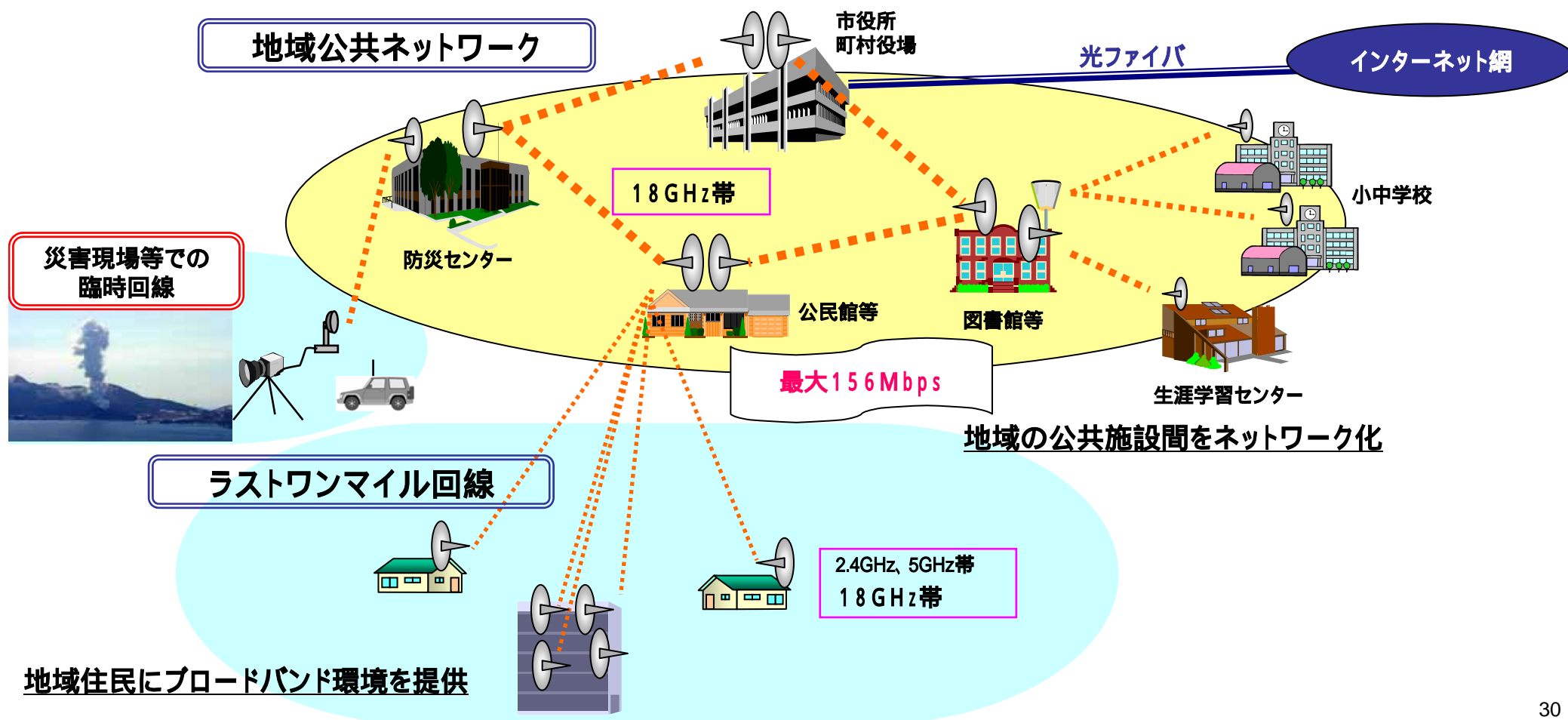


(2) 過疎債を活用する場合



2-7 FWA（18GHz帯）の利用イメージ

18GHz帯を利用し、大容量・柔軟な無線システムを導入
光ファイバ敷設の困難なエリアへの公共の無線利用
電気通信事業者と連携した、ラストワンマイルへの活用
非常災害時等における迅速・柔軟な利用
簡易かつ低廉な無線設備により、全国的な普及を促進



2-8 研究開発の推進 [超高速インターネット衛星 (W I N D S)]

W I N D S : Wideband InterNetworking engineering test and Demonstration satellite

1 広域性、同報性、耐災害性等といった特徴を有する衛星通信システムを積極的に活用して、地上のネットワークと相互補完した、超高速インターネットのネットワークを構築するための技術の研究開発を実施する。

1 目的

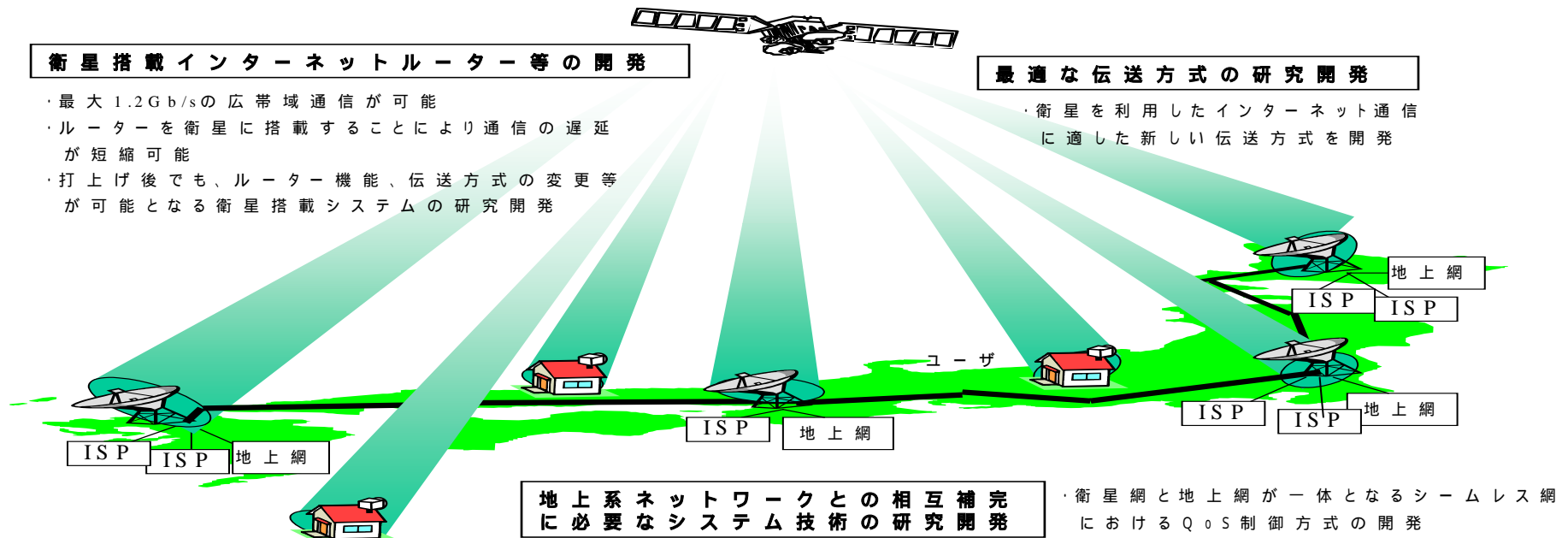
情報通信研究機構において、超高速衛星通信システムの構築のための研究開発が実施されている。本研究はこの開発成果を生かしつつ、平成18年度の衛星打上げを目指し、超高速インターネット衛星を実現するとともに地上のネットワークとの相互補完に必要な技術の確立をめざす。

2 施策の概要

衛星搭載交換機・インターネットルーターの開発など、超高速インターネット通信が可能となる衛星搭載機器の開発
打上げ後も、ルーター機能、伝送方式の変更等が可能となる衛星搭載システムの研究開発
超高速衛星インターネットに最適な伝送方式の研究開発
地上系ネットワークとの相互補完に必要なシステム技術の研究開発

3 イメージ図

- ギガビット級超高速インターネット衛星の実現 -



2-9 ブロードバンド普及促進に向けた地方公共団体の取組

1 直接的支援

都道府県

市町村が自ら整備する場合に、市町村に対して補助(市町村支援)
民間事業者の整備に対して市町村が補助する場合、都道府県が市町村に補助(民間事業者支援)

市町村

市町村が自ら整備し自らサービスを提供または民間事業者に開放(自主整備)
民間事業者の整備に対して市町村が補助(民間事業者支援)
個人加入者に対する支援(加入者支援)

2 間接的支援

都道府県

利用者創出に向けた活動を行う市町村に対して助成
地域特性に応じた整備手法を調査研究する市町村に対して助成
整備手法・スキーム等に対する助言、モデルケースの提示

市町村

広報活動、ニーズ調査の実施・取りまとめ
(サービス希望者を確保し、民間事業者へサービス提供を要請)
IT講習会の実施、アプリケーション開発、コンテンツの充実
(ユーザの掘り起こし)
行政財産の使用許可
(事例:民間事業者による町有施設への無線施設の設置許可)

地方公共団体の取組（直接的支援の実施状況）

(都道府県)

平成16年3月調査

支援対象サービス	平成15年度			平成16年度		
	自治体数	支援内容		自治体数	支援内容	
		市町村支援(注1)	事業者支援(注2)		市町村支援	事業者支援
FTTH	0	0	0	2	2	1
ADSL	8	0	8	12	2	11
CATVインターネット	0	0	0	0	0	0
FWA	1	0	1	3	3	2
計(注3)	9	0	9	17	7	14

- (注1) 市町村支援とは、市町村が自ら整備する場合に都道府県が支援(補助)する場合をいう(民間事業者に直接支援する場合を含む)。
 (注2) 事業者支援とは、民間事業者の整備に対して市町村が支援(補助)する場合に、都道府県が市町村に対して支援(補助)する場合をいう。
 (注3) 複数のサービスを対象に複数の支援措置を実施している自治体があるため、自治体数と支援内容の合計数は必ずしも一致はしない。

(市町村)

支援対象サービス	平成15年度				平成16年度			
	自治体数	支援内容			自治体数	支援内容		
		自主整備(注1)	事業者支援(注2)	加入者支援(注3)		自主整備	事業者支援	加入者支援
FTTH	6	2	2	3	9	3	2	4
ADSL	69	3	53	15	38	4	28	7
CATVインターネット	20	8	4	8	23	10	6	7
FWA	3	3	0	0	4	3	1	0
計(注4)	98	16	59	26	74	20	37	18

- (注1) 自主整備とは、市町村が自ら整備し自らサービスを提供する場合または民間事業者に開放する場合をいう。
 (注2) 事業者支援とは、民間事業者の整備に対して市町村が支援(補助)する場合をいう。
 (注3) 加入者支援とは、個人加入者へ支援する場合をいう。
 (注4) 複数のサービスを対象に複数の支援措置を実施している自治体があるため、自治体数と支援内容の合計数は必ずしも一致はしない。

2-10-1 都道府県が整備するネットワーク

ー情報ハイウェイの整備状況 1ー

都道府県の38団体が情報ハイウェイを整備。

情報ハイウェイ:都道府県庁、学校、図書館、研究機関、医療機関など複数の公共施設等を高速・超高速で接続したブロードバンド・ネットワーク

情報ハイウェイの整備を検討中または未定の都道府県は9団体であり、関東など大都市圏に分布。

多くの団体では基幹的な情報通信基盤として、超高速の光ファイバ(100Mbps以上)で基幹網を構築。

県庁と県内の出先機関を接続しているほか、先進的な団体では、各市町村と接続し、行政、教育、医療などの高度なサービスを展開。

民間通信事業者によるインフラ整備が進展しない条件不利地域を抱える団体では、積極的に民間に開放することで、ブロードバンドやCATVなどのサービス提供エリアの拡大、携帯電話不感地域解消等に活用。

情報ハイウェイ整備状況(平成16年4月現在)

整備年度別 内訳は…	整備済み	検討中・未定	合計
	38団体	9団体	47団体
	80.9%	19.1%	100%



	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度
整備団体数	2	0	3	14	13	6

(補足)

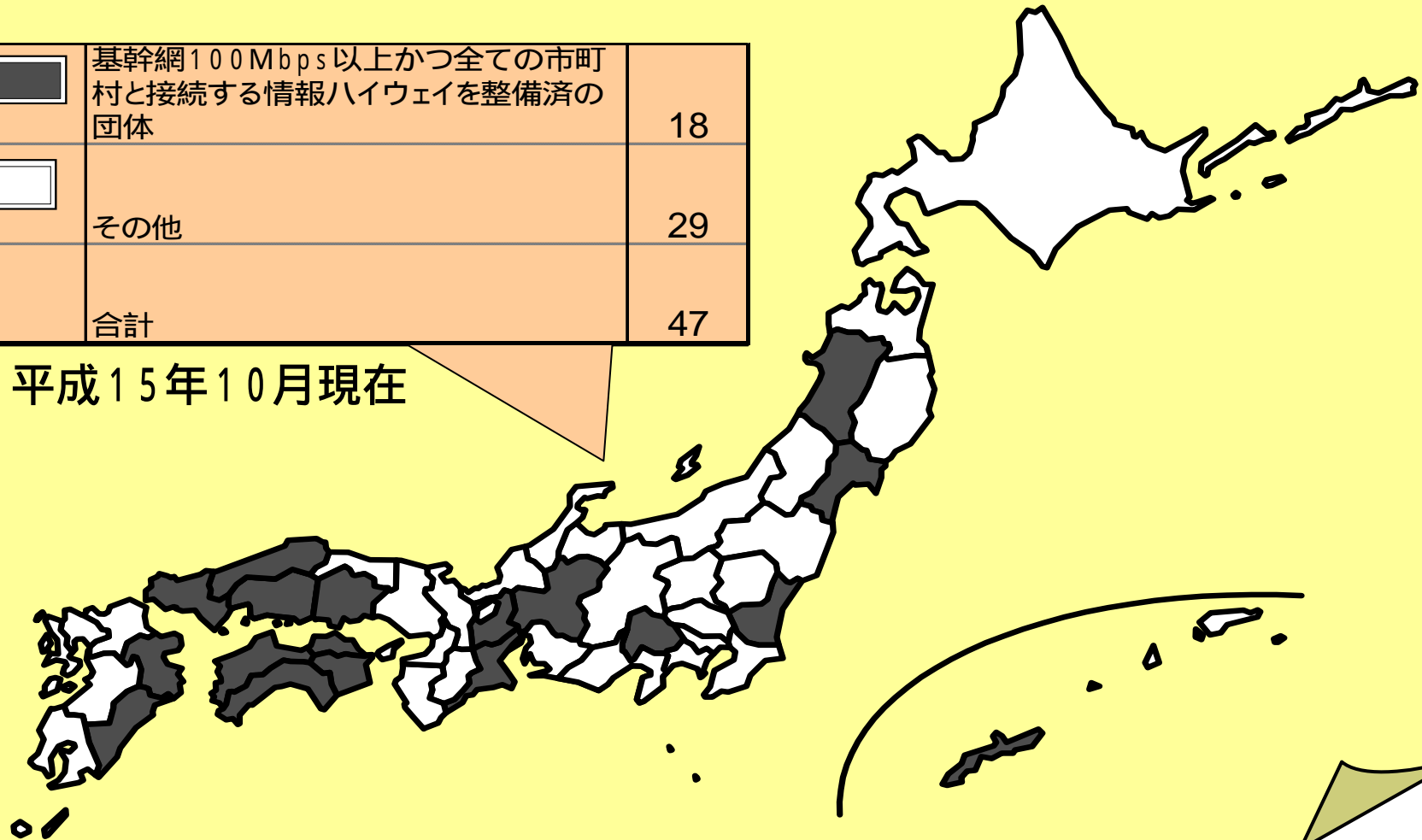
- 光ファイバ以外で構築事例 - 山梨県(防災行政無線)、富山県、三重県(CATV網)など
- 総務省補助事業を活用した団体 - 12団体
- 自設、借上比率 - 7:31
- ギガビットネットワークで構築している団体:20団体

2-10-2 都道府県が整備するネットワーク ー情報ハイウェイの整備状況 2ー

情報ハイウェイを整備し、かつ全市町村と接続している団体は、18団体。

	基幹網100Mbps以上かつ全ての市町村と接続する情報ハイウェイを整備済の団体	18
	その他	29
	合計	47

平成15年10月現在



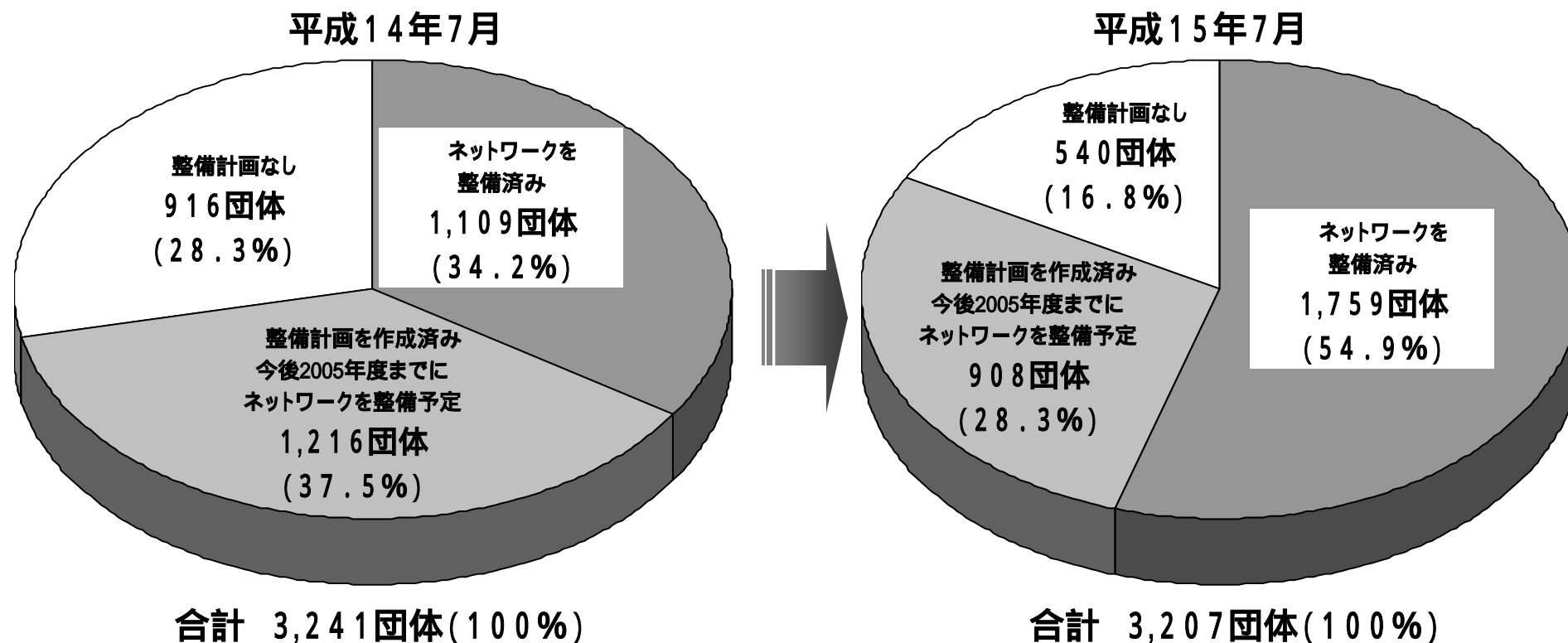
2-10-3 市町村が整備するネットワーク ー地域公共ネットワークの整備状況ー

平成15年7月現在、地域公共ネットワーク整備済みの団体は、1,759団体(54.9%)、昨年より約21ポイント増加(都道府県を除く)。人口カバー率は7割程度。

整備意向がありながらも、CATV網構築を優先するため、未整備となっている団体も存在。

整備計画が未策定の団体は540団体。主な理由として「合併の枠組が決まらないために、システム統合等の計画が立てられない」など。

その他の理由として、「財政難」や「ネットワークの必要性を感じない」との意見が存在。

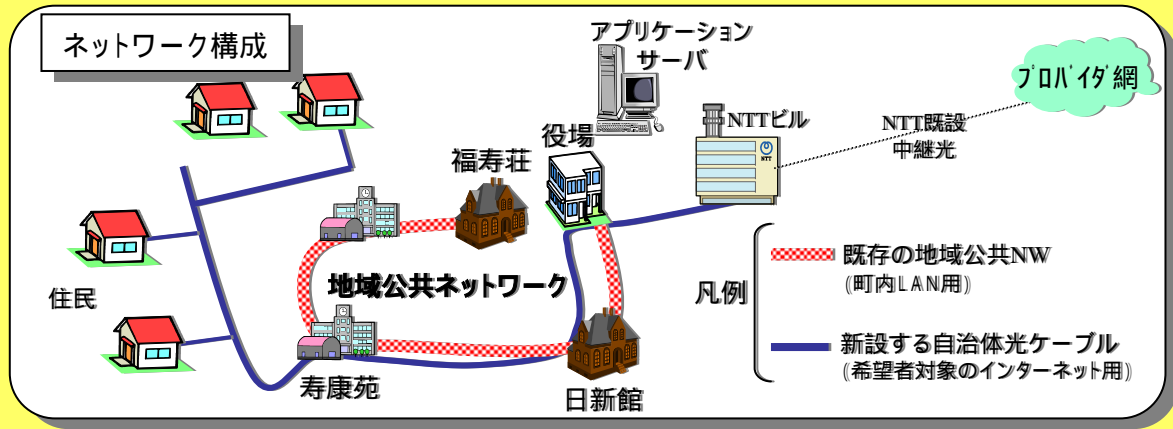


2-11 地方公共団体の取組事例

1 FTTH

秋田県及び秋田県矢島町等

国の補助事業(加入者系光ファイバ網設備整備事業)により、地域公共ネットワークを活用してFTTH環境を整備。県は、補助裏の一部を支援。

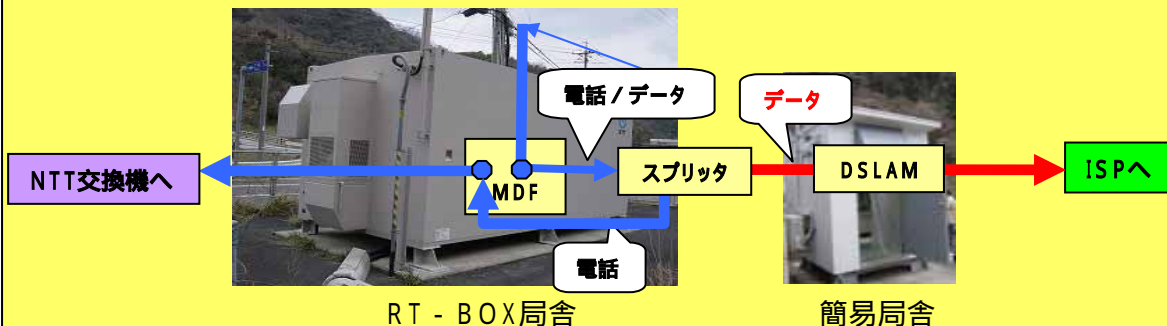


2 ADSL

島根県等

採算性の悪い条件不利地域における民間事業者(ISP)の設備投資を促進するため、県と市町村が連携して、民間事業者の機器設置費及び簡易局舎整備費(注)に対して補助金を交付。

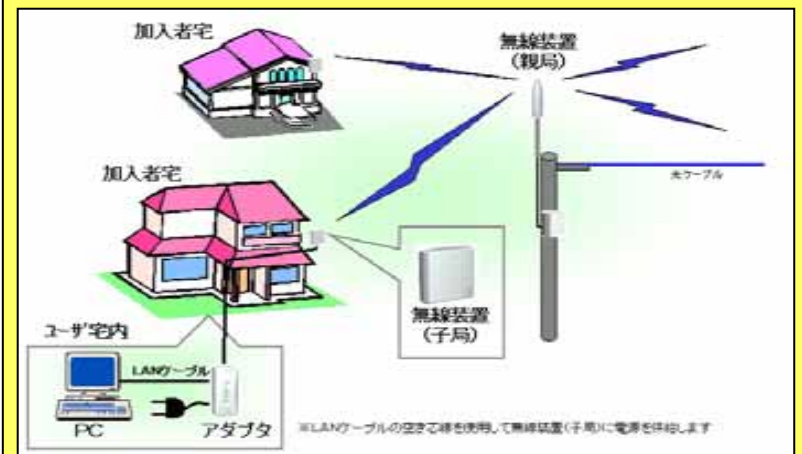
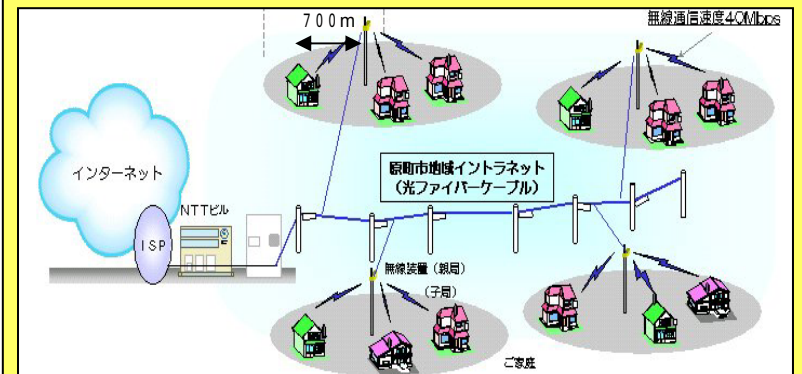
(注) 狭隘なRT-BOX局舎で、通信事業者の相互接続(ISPによるDSLAM等の機器設置)を可能にするためには、簡易局舎を併設する必要がある場合がある。



3 FWA

原町市(福島県)

2003年7月1日から2.6GHz帯の無線LANを使った、住民向け(ラストワンマイル)の高速インターネット接続サービス「市民アクセス網」を開始。幹線網として平成13年度に整備した地域イントラネット光ファイバケーブルを活用。



出典:原町市ホームページ

2-12 地方公共団体アンケート結果（総括）

	要望事項等
国庫補助事業等関連	<p>公共施設間的高速ネットワーク化のみならず、住民が家庭から高速ネットワークの恩恵を受けることができるように</p> <p>最初から民間開放を前提としたインフラ整備補助事業に（補助事業目的以外での開放に制約がある）</p> <p>地域公共ネットワークについては、イニシャルコストのみならずランニングコストについても補助対象に</p>
国への要望	<p>民間による整備が見込めない地域は、負担の伴う補助金ではなく国直轄で整備を</p> <p>地方自治体の民間事業者への補助に対する国の財政支援（交付税、交付金、補助金）</p> <p>地域の特性を踏まえた光ファイバ網整備以外の手法（DSL、無線等）によるラストワンマイル整備も必要</p> <p>地域公共ネットワークの広域接続等の施策を国レベルで展開</p> <p>離島への海底ケーブル敷設経費、維持管理費等への助成</p> <p>島嶼部への高速かつ経済的な通信技術（無線等）の開発</p> <p>地方自治体へのノウハウ等の提供</p> <p>各省庁で様々な支援施策があるが、公開方法もばらばらであり情報が伝わりにくい</p>
民間事業者に対する要望	<p>地方自治体として整備すべきか判断できるよう、電気通信事業者の整備方針、整備計画（何年までには整備するなど）の明確化</p> <p>正確なインフラ敷設状況の地図情報での提示</p> <p>バックボーン回線使用料の低廉化</p>
地域間格差の実態把握	<p>ラストワンマイル整備のメルクマールとしては、利用可能世帯数ではなく、条件不利地域の整備状況がより反映されるよう、利用可能地域・市町村数（割合）を</p>
放送インフラ整備の一体的推進	<p>インタ - ネット目的だけでなく、テレビのデジタル化に対する難視聴対策へ利用拡大</p>
国、地方を通じた推進体制構築	<p>官民一体となったデジタル・ディバイド是正に向けた推進組織の設置</p> <p>地域情報化の中心となる専門人材の育成、配置支援</p>
インフラ整備に対する技術開発	<p>人口密度の低い地域で利用できる技術開発や低コストでサービス展開できる新しいネットワーク技術開発の推進</p>

地方公共団体アンケート結果

実施時期 平成15年7月

回答状況 1,154団体(47都道府県、1,107市町村)

1. 補助事業の支援拡大

(1) 支援対象の拡大

光ファイバ以外の加入者系アクセス網の整備

- ・無線による地域情報化を推進するための補助制度がないので、策定されるよう要望
- ・現行の加入者系光ファイバ等の補助制度に加え、過疎地域等でADSLサービスを開始するための支援制度の検討
- ・xDSLサービスの普及促進に向けた新たな支援制度の創設してほしい
- ・DSL回線による整備については、補助金による支援措置の創設を図られたい

足回り回線の補助事業対象化

- ・加入者系光ファイバケーブルの設置(地域情報交流基盤整備モデル事業)にあたっては、引き込み線も対象してほしい
- ・「地域イントラネット基盤施設整備事業」のように公共施設間的高速ネットワーク化が主な目的ではなく住民が家庭から高速ネットワークの恩恵を受けることができるようにするような補助事業が必要
- ・地域イントラネット補助事業等を活用しても、各家庭にまでは補助対象にならない制約があるので、こうしたあたりの規制見直し

(2) 支援地域の拡大

対象を過疎地等だけでなく、辺地や山村振興地域等へ拡大

- ・加入者系光ファイバ網設備整備事業について、事業実施地域が過疎地域等の町村となっているが、過疎地域等だけがデジタル・デバイドになっているのではなく、主要市からの距離等にも関連する
- ・現行の「地域情報交流基盤整備モデル事業」はモデル地域が限定的であるため、事業主体の範囲に市を加えるなど、財政支援を拡大し継続してほしい
- ・島嶼部への海底または本州四国連絡橋への架設による、光ファイバーの敷設経費、維持管理経費等に対する助成をお願いしたい。島嶼部への光ファイバーに代わる高速かつ経済的な通信技術(無線等)の開発をお願いしたい
- ・離島地域(本土～離島間、島内)への高速通信網整備に係る高率補助事業の新設(既設の通信回線の増強を含む)を要望

地域間格差の状況整理・把握

- ・ラストワンマイル整備に係るメルクマールとして、利用可能世帯数により判断すると、都市部の整備結果が反映されるため達成度が高くなるので、利用可能地域・市町村数(割合)等をメルクマールとした地域間格差の状況の整理・把握

2. 支援内容の充実・拡大

(1) 予算額の増額、補助率の引き上げ

- ・新世代地域ケーブルテレビ施設整備事業での山間部等の条件不利地域への光ケーブル網の整備に対する補助率引き上げ等の支援措置
- ・地域イントラネット構築(FWAも含む)に係る補助対象実施主体枠の拡大と補助率の大幅な引き上げ
- ・地域イントラネット基盤施設整備事業で現行補助率の嵩上げ等を含めた補助制度の充実
- ・情報通信格差是正事業および電気通信格差是正事業の補助率アップを要望
- ・補助金の予算額の増額。補助金の補助対象の拡大。補助金の補助率の拡大
- ・e-Japan計画の推進に沿った、補助率や起債優遇措置の拡大
- ・地域情報化に係る国庫補助事業の予算額の大幅確保を図るとともに、補助率の引き上げ及び採択要件の緩和。特に、第三セクター事業者及び山間地辺地等の条件不利地域への整備に対する補助率の大幅引き上げ、または特別枠の確保等支援措置
- ・県や市町村が事業者に対して助成した場合の経費について、交付税措置をお願いしたい(特交での対応ではなく、補助金での対応をしてほしい)
- ・地方公共団体にインフラ整備を求める場合の資本の注入(補助や起債制度ではなく、地方交付税や交付金と言った制度での資金の投入)により事業展開を図る)
- ・地域イントラネット基盤施設整備事業を活用した公共ネットワーク整備において、民間事業者に対する助成施策(補助金)を検討しているところですが、これに対する国の支援制度の創設を要望

(2) ネットワークの維持管理費用の支援

- ・初期費用だけでなく、維持費用についても補助事業として認めて欲しい
- ・維持管理費において財政支援・有利な制度等

(3) 新たな支援策の創出

- ・民間事業者が基盤整備を行い、サービスを提供している地域では、地域イントラネットの必要性が少ないので、他の情報基盤整備事業を創設していただきたい
- ・条件不利地域でのインターネットインフラ整備について、特に小中学校等の教育機関や保育園幼稚園などの施設についての補助事業を創設する
- ・国補事業はインフラ整備メインであり、クライアント及び付属アプリがほとんど認められない

3. 現状のブロードバンド支援施策の課題

(1) 適用条件を緩和し、通信インフラの整備に特化すべき

- ・どの補助事業も通信インフラ整備に対しての補助事業ではなく、必ず同時稼働のコンテンツを求められており、整備が進まない。各市町村における通信インフラ整備に特化した支援策を強く求めたい
- ・国が必須事項として掲げる内容を網羅しなければ補助対象にならないため、地域の実情にそぐわない施設や機器の設置を強いられる場合があることなどが問題
- ・助成事業の適用条件の変更(例えば、地域イントラネット事業などの住民利用を目的としたアプリケーションや端末機器などの整備は条件外とするなど)

(2) 一括整備だけでなく段階的整備も必要

- ・地域イントラネット事業のように、公共施設一括整備という条件だけでなく、段階的な整備についても補助事業メニューが欲しい

(3) 余回線の開放を前提としたインフラ整備を認めて欲しい

- ・民間の電気通信事業者等に対して開放できる部分としては、地方公共団体が保有するダークファイバの開放という考え方となっているが、地域イントラネット基盤施設整備事業を導入して整備する際には、ダークファイバが発生しないことが前提となっていることから、考え方が矛盾している
- ・ネットワーク整備後に新たな需要が発生する可能性もあるため、整備時に光ファイバ芯線数にある程度の余裕を持たせることも必要(地域イントラネット基盤施設整備事業により地域公共ネットワークを整備する際、光ファイバ芯線数については、自治体の裁量に委ねる)
- ・地方公共団体保有の光ファイバーを加入者系光ファイバーとして開放する場合、そのほかの事業との連携が希薄であり、多くの事業で開放を目的とした光ファイバ整備を行うことができない(補助金で整備された機器の目的外使用の規制を緩和してほしい 開放を前提とした整備を認めて欲しい)
- ・国補事業では、回線の芯数の制限があるために、今後の利用増加を見越した整備ができない
- ・通信事業者以外の事業者が容易に通信事業に参入できるように規制緩和や、光ファイバの貸出の制度を簡素化してほしい(補助事業で整備すると事業目的以外での開放に制約がある)
- ・最初から回線貸し出しを前提とした事業実施は認められていないが、実施後の維持等の経費を考えた場合に市町村の負担は大きくなるので、可能な限りIRU等を前提とした事業内容にしてほしい
- ・補事業で整備した自営光ファイバー・インフラを第1種電気通信事業者等以外の者が行う事業目的以外(住民向けインフラ整備等)の活用に対して貸出ができるよう制約を緩めてほしい
- ・条件不利地域において、民間事業者のCATVインターネット等の高速インターネットサービス提供を市町村が支援する場合は、開放を前提とした光ファイバを地域イントラネット基盤施設整備事業等の既存補助制度により整備できるようにする
- ・情報化の将来像を見据えた場合、活用する補助事業の切り分けが難しいところがあるため、将来を見据えた補助採択となれば、無駄なく効率的な要望・整備が可能となるのではないかと。(例:地域イントラネット基盤施設整備事業等により整備されたネットワークをCATVにも活用)
- ・民間等の第一種電気通信事業者への整備網の開放に関し、施設整備事業の補助対象と規制の緩和
- ・民間事業者への貸出を前提とした、補助制度の創設及び拡充
- ・山間地域での情報網を整備することに対するオープンな補助金制度の創設を要望(現在の補助金制度では目的を限定したものしかない)

(4) 複数主体による非効率なインフラ整備

- ・現行の電気事業者の光ファイバーや自治体保有あるいは通信事業者の光ファイバー更には国土交通省等の国保有の光ファイバー等々各種の幹線が敷設されているが一括管理としもっと有効的な利用促進を実施(同じルートに複数の光ファイバーを引いたりしない)
- ・地域インターネット導入促進基盤整備事業で整備した機器及び回線網を新世代地域ケーブルテレビ施設整備事業において活用することが難しい(一部地域で二重投資になる)など、制度上の問題解決

(5) 法制度上の課題

- ・補助金制度の公開方法を見直し(各省庁で様々な支援施策があるが、公開方法もばらばらであり、情報が伝わりにくい)
- ・補助金申請手続き、清算手続き、監査対応の簡略化
- ・54Mbps無線LANを含め、防災無線等許認可が必要な無線の規制を公共用途に対しては緩和していただきたい

(6) 民間事業者に対する要望手段の充実

- ・一般住民からブロードバンド環境整備に関する要望があっても、民間が行う当該事業に対しては正規な要望手段が無い

4. 地域の特性を活かしたメディアによるインフラ整備

(1) 人口密度の低い地域 FWAやリーチDSLの採用

- ・FWAによるブロードバンド環境整備のための支援、規制緩和(光ファイバやDSLによるインターネットサービスでは全住民を網羅することは難しい)
- ・リーチDSLや無線サービスなど人口密度の低い地域でも利用できる技術の開発への助成や各種規制の緩和

(2) その他地域 ボックス型交換局対応や集合住宅など住環境ごとの対応

- ・地域の特性を踏まえた光ファイバ網による整備以外の手法(具体的にはDSL、無線など)によるラストワンマイル整備も必要
- ・ボックス型のNTT交換局は、高速インターネット整備に新たに施設費が必要であるため、この部分に対して助成事業を望む
- ・マンションなどの集合住宅への光ファイバー導入が戸建てに比べて難しいことや、光ファイバー化された経路を持つためにADSLを利用できない区域など、地域差だけでなく全ての住環境において高速インターネット利用が可能になるような法整備・インフラ整備を要望

5. 公共によるインフラの整備と開放

(1) 国の持つ河川・道路管理用光ファイバーの開放

- ・地方自治体が自前で光ファイバーを敷設するには多大な事業費を要するので、国の河川・道路管理用光ファイバーの早期整備および早期開放(芯線利用)をお願いしたい
- ・「河川・道路管理用光ファイバの民間開放」において、ダム工事関係の光ファイバにも拡大
- ・国土交通省が保有する光ファイバ等について、WDM(VWDM)等を利用するなどして芯線を空け、民間事業者積極的に開放してほしい
- ・第一種通信事業者には貸し出さないとの見解がある情報BOXのさや管を自治体に開放してほしい

(2) 地方自治体が整備したインフラの民間開放

- ・高速・超高速ネットワークにおける光ファイバ網を民間の電気通信事業者が整備する予定がない地域においては、地方自治体が民間の電気通信事業者等に対し開放することができることを前提にするべき
- ・地域公共ネットワーク整備のメニューをある程度統合できないのでしょうか？ 地域イントラネット基盤整備事業で既に整備したファイバー網を利用して家庭や事業所までのネットワーク整備をするには課題が残ります。最初から民間開放を前提とした事業とするべきではないでしょうか？
- ・地域公共ネットワーク(光ファイバー網)は行政目的の利用に限られており、教育分野・民間(企業・NPO等)への開放が思うように進まない現状があるため、一層の有効活用のためにも、よりハードルの低い開放・活用スキームを示していただきたい
- ・電気通信事業法改正により行政系の光ファイバーを広く民間に開放できるようにしてほしい
- ・インフラ整備を行う業者に対して、地下埋設したケーブル溝などの公共インフラの使用を認めて欲しい

6. 補助・支援内容の拡大(利用料金等)

(1) 通信費等利用料金の低廉化施策

- ・ITを活用した行政サービスに係る通信料金のより一層の低廉化につながるような施策の充実
- ・多くの市民が使えるよう高速・超高速インターネット等の通信料金の低廉化につながる各種施策の充実
- ・利用料金の軽減につながる補助制度の創設が必要
- ・接続者の増加を目指すために、国土交通省が公団を通じて、ETC購入希望者に一部補助を行っているようなものを、ネット接続したい人に接続料の一部を負担する等の補助を行う

(2) 初期導入費用の補助施策

- ・国は、光ファイバの利用促進を計るため、初期導入費用を補助すべき
- ・加入者推進のためモデム等購入のための補助など、幅広い補助

7. 事業スキーム

(1) 国主導による整備

- ・社会基盤整備(光ファイバーの敷設等)関連については、国策としての整備を要望
- ・整備が行き届かない地方こそ、負担の伴う補助金ではなく国の直轄事業として光ファイバー等のインフラ整備を要望
- ・地方自治体は財政状況が厳しいためインフラの整備は国による全面的整備を要望
- ・離島にこそ高速な情報通信回線が必要不可欠。国に対し国費による海底ケーブルの敷設を要望。離島を含め山間部など民間によるインフラ整備が見込めない地域については、国で整備してほしい
- ・直接国がネットワークを整備し、民間に解放する施策
- ・国で整備済みのダークファイバを開放し、利用させて欲しい
- ・整備等の計画を地方自治体に転化せず、本来の通信事業者が支障なく整備できるよう、国として民間通信事業者の整備促進の支援を行ってほしい。そもそも、通信事業者でない自治体が光ファイバー網を保持するのは、維持管理の面から将来的に大きな負債となる恐れがある
- ・条件不利地域における情報通信基盤整備は、地域の基盤として必要不可欠なものとなるので、国の全額負担による整備
- ・国の全額負担による整備助成：初期導入経費の一時負担額が大きく他事業に大きな影響を与える可能性があるため
- ・地域IXの設置や、各市町村の地域イントラネット接続等広域的ネットワーク構築のための施策を、国レベルで展開してほしい(現在は地方自治体で取組みに温度差有り)

(2) 地方自治体による整備

- ・市町村や第3セクター等に対し、機器設置等に要する費用を補助することによって、自主的な環境整備を促進させる方法が有効
- ・CATV事業者が事業主体となり伝送路整備(光ファイバ - 等)を行う場合、地元自治体の負担分について、起債対象や補助対象として財政支援を願いたい
- ・条件不利地域の市町村がADSL、CATVインターネット等の高速インターネットサービスを受けられるようにするため、自ら行う施設整備、または市町村が民間通信事業者の施設整備を支援する場合の新たな補助制度を創設

(3) 民間主導による整備

- ・国の施策として自治体向けの補助事業から民間事業者向けの補助事業への転換
- ・民間事業者の整備事業に国から直接助成できる制度を要望
- ・市町村に整備をさせるのではなく、民間事業者に国が直接補助すべき(自設光ファイバーでは維持管理費用を賄えない 経常経費となる維持管理費を地方交付税などで補填)
- ・民間業者が積極的にインフラ整備を行えるような助成制度(例えば、テレビの難視聴地域解消のための助成制度のような)の新設
- ・民間事業者等によるサービス提供を促すような補助等の施策
- ・民間事業者がサービス提供をするための設備投資や運営に助成するような制度等の創設
- ・光ファイバー網の整備がされていない地域に対する民間事業者への整備後の財政支援策を要望
- ・人口密度の低い地域でサービス提供をめざす業者への助成処置の創設
- ・条件不利地域における民間事業者の整備に対する税制上の優遇措置の拡大
- ・CATV事業者の事業拡張に対する無利子融資制度・低利融資制度の充実、及び融資比率の拡大、融資条件緩和等の支援措置
- ・民間通信事業者の局舎等の改修工事費及び送受信装置の購入費用について一定額の補助を行う等、設備投資を支援する事業の創設
- ・地方公共団体に対する補助ではなく、通信事業者に対しての補助として欲しい。(専門技術を有する民間事業者が事業実施する方が合理的なため)
- ・過疎地域以外でも局舎収容件数が一定規模以下の地域へ高速インターネットインフラ整備を実施する民間事業者に対しても、何らかの助成をお願いしたい

(4) 新たな事業スキームの創出

- ・PFIやPPPの手法を積極的に導入したインターネットインフラ整備関連施策の充実

8. 税制

- ・中小企業のIT関連設備投資に対する優遇税制のより一層の充実
- ・情報通信機器の償却期間が長すぎるため各種機器(特に高機能スイッチ)の償却期間について情報通信環境の実情に即した見直し
- ・条件不利地域におけるFTTH実現に向けた民間通信事業者の設備投資を促進するため、当該投資に係る減価償却負担を軽減するための思い切った支援制度(投資促進税制等)の創設

9. サービス&コンテンツへの支援

- ・インターネットインフラ整備というだけでなく、テレビのデジタル化に対する難視聴対策にも使用できるように線の利用目的を拡大してほしい(インターネット目的だけではケーブルの維持管理費が賄えない)
- ・地方により独自の施策を講じるのは情報基盤ではなく、それを利用した住民サービス向上の部分。情報通信基盤に地方の独自性を出す必要はない。道路財源と同じように情報基盤財源となる目的税があってもおかしくはない
- ・インフラの活用を促すアプリケーションの開発等に係る経費(システム開発・ソフトウェア購入・インストール費など)にも様々な補助をしていただきたい
- ・利用者の拡大を図るためには、「利用したい」と思える魅力的なコンテンツの充実を図る
- ・中高年や高齢者の利用促進を図るため、これらの人々が利用しやすいコンテンツの充実を図っていただきたい。利便性向上の鍵となる”公的個人認証サービス“の早期実現をお願いしたい

10. パブリックリレーション&情報共有化

- ・首長や地方議員が集まる会議や研修会での啓蒙活動
- ・住民(国民)への啓蒙活動及び地方自治体に対する支援(ノウハウ等の提供)を要望
- ・国全体の長期IT構想をよくわかるようにきちんとPRしてください。個人はもとより、地方の施策を確立する際にも、国全体の構想がはっきりしていないと計画を立てられません

11. インフラ整備に関する技術開発

- ・民間・行政ともに現状では運用がコスト的に難しいため、低コストでサービスが展開できる新しいネットワーク技術開発の推進
- ・自治体がブロードバンド環境を入手するためには、「成層圏プラットフォーム」や「衛星通信回線」のような将来に向けた技術の実現が必要
- ・民間事業者への技術開発支援

12. 雇用・人材育成

- ・情報を整理し活用できる人材の育成が必要
- ・国の(財政的な)支援の下に市町村の規模に応じてネットワーク関連の専門職員を雇用できるようにしてほしい
- ・スキルのない人の集まった環境では、有効活用ができない。官民一体となって、デジタルデバイドを克服できるような推進委員会の設置
- ・地域情報化政策を推進するための中心的人材の確保: 条件不利地域の問題を解決するために、その地域性を理解し情報通信関連事業に精通した指導的な人材を国又は県の機関において助言いただきたい

1 3 . 法制度（新たな規制・義務制度の形成）

- ・光ファイバ保有業者に対する、光ファイバ開放義務制度の作成
- ・一般電話や電気のように全国を同程度のサービスで網羅するためには、通信事業者へ何らかの国の施策により整備を義務付ける必要がある
- ・国道、河川、鉄道等、線路敷設をするために障害となるところについて、柔軟に線路が敷設できるよう法整備を行う

1 4 . その他

- ・通信事業者の整備方針が不明確のため、自治体として整備すべきかどうか分からない。整備箇所の明確化(少なくとも何年までは整備するなど)について、明らかにしてほしい
- ・正確なインフラ敷設状況を確認可能な地図情報を通信網を保持しているキャリアに提示させて欲しい(サービス提供地域が正確でない)
- ・インターネットバックボーン回線使用料に対する減額制度や通信トラブルを一括して引き受けてくれる窓口を整備し、無料で利用させていただければ、ランニングコストが減少する
- ・民間と連携を行うことがしやすい通信事業法の改正とデジタルネットワークセンター等の県内の拠点となるセンター施設の整備及び支援を国が行い、さらに地域IXの推進を行う政策をあわせて行って欲しい
- ・CATVインターネットにおけるバックボーン通信回線の確保のための支援等を要望
- ・NII局舎までの高額な専用線使用料を軽減する施策の導入

2-13 事業者アンケート結果（総括）

ブロードバンドサービス展開方針	定量的な基準はないが、採算性、加入見込み数、中継線の安価調達、営業保守体制、自治体の関与等を総合判断
サービス普及の阻害要因	アプリケーション不足 収容局舎の設備・スペース不足 中継ダークファイバがない
条件不利地域へのサービス展開	採算性、バックボーン回線の確保、保守・営業体制の確保に問題 需要動向に変化がなければサービス加速は困難 設備投資・ランニングコストへの支援によりサービスが加速する
地方自治体の自設のネットワークについての考え	民間事業者に開放されれば民業圧迫でない できれば事業者に任せてほしい
地方自治体との連携方策	共同整備によるコスト抑制 地域住民へのブロードバンドサービスと電子自治体の構築を連携して推進 ブロードバンドサービスの加入者獲得への協力を期待
国や地方自治体のダークファイバ活用によりサービス展開は容易になるか	利用可能なダークファイバがない ファイバが電話局に引き込まれていないため活用できない
集合住宅へのサービス展開	管理組合や区分所有者の理解が十分でない場合に合意形成までに時間を要する（ただし、区分所有法改正によるIT導入決議要件の緩和やブロードバンドに対する理解の向上等により、以前より改善） 通信機器等を設置するための共用スペースや配線スペースの不足（ただし、既存の電話線を活用するVDSLの技術革新や装置の小型化等により、以前より改善） 住宅内の既存回線を活用してFTTHを導入できる技術の開発・導入
その他	ブロードバンドインフラを通信だけでなく多目的に利用するための施策が重要 ネットワーク構成を考えることができる人材育成 FTTHを利用した地上デジタル放送の提供に関する技術・コスト負担が課題 通信・放送サービス融合に関し、再送信同意不要等の政策面での条件整備 光ファイバインフラの公正な開放

実施時期：平成16年3月～5月

対象者：電気通信事業者（FTTH、ADSL、CATV、FWA）10社

事業者アンケート結果

実施時期：平成16年3月～5月

対象者：電気通信事業者（FTTH、ADSL、CATV、FWA）10社

1 ブロードバンドサービス展開方針等

ブロードバンドサービスの今後の展開方針、エリア展開計画

FTTH：需要が見込める地域、市とそれに準じる町村、集合住宅の多いところ、大規模再開発地区等

ADSL：需要が見込める地域

エリア拡張の判断項目、判断基準

採算性（需要とイニシャルコスト、ランニングコスト等）

加入見込み数（世帯密集度、集合住宅規模、法人需要数等）： km²当たり 世帯、幹線巨長 km当たり 世帯等）

バックボーン回線の安価調達

営業・保守体制（営業拠点・技術拠点の有無等）

電柱の敷設状況

既存提供エリアとの隣接関係

自治体の関与

競合他社の参入状況

ブロードバンドサービス提供開始のイニシャルコスト、ランニングコスト

イニシャルコスト

- ・ FTTH：ケーブル、機器装置等、工事費、局舎・拠点整備費、電源装置等
- ・ ADSL：機器装置等、工事費等

ランニングコスト

- ・ FTTH：機器・ケーブル等保守費用、道路占用料、電柱共架料、電気代、営業経費、中継伝送路費用（ダークファイバ）、上位ISP接続料、局舎コロケーション費用、設備更改費用、税金等
- ・ ADSL：コロケーション費用、機器保守費用、中継伝送路費用（ダークファイバ）、電気代、税金等

サービス展開が困難な地域

特定はできないが、人口、世帯数が少ない地域

戸建住宅世帯が多い地域（FTTH）

離島等中継線が調達できない地域

RT-BOXに収容されている地域（ADSL）

既存局と隣接していない地域

2 今後の設備投資の計画、方針

需要増に応じた配線系光ファイバ、局内装置等への設備投資
アクセス系・バックボーン系等への設備投資
付加サービス提供への設備投資

3 サービス普及の阻害要因

アプリケーション不足
収容局舎の設備(スペース、電源容量等)不足
メタル回線が確保できないエリア(光収容)の存在(ADSL)
中継ダークファイバがない
道路占有手続等に時間がかかる
集合住宅の住民合意に時間がかかる
集合住宅棟内に配管スペースがない

4 有効な政策支援措置

政策支援内容

ランニングコストへの支援
税制優遇措置の継続・拡充
リース費用に対する税の軽減や財政支援
道路占有料無料化等、線路敷設への政策的支援
無利子融資の第3セクター限定を撤廃し、一定条件を満たす民間事業者へ適用

支援対象設備

加入者系光ファイバ、局内設備への支援
過疎地域等の中継線設備に対する支援
集合住宅内入線用の配管工事に対する助成金制度
付加価値サービス提供設備への支援
無形固定資産への支援
地上デジタル放送普及のための装置に対する支援

5 条件不利地域へのサービス展開

条件不利地域へのサービス展開の問題

採算性
バックボーン回線の確保
保守や営業などサービス体制及び要員の確保

条件不利地域への支援を厚くした場合のサービス展開の加速

ランニングコスト、設備投資等への支援があればサービス展開が加速
支援措置により市場環境が整い、採算性、長期的な事業性を見込めればサービス展開が加速
需要動向に変化がなければサービス展開の加速は困難

地方自治体の支援措置への考え

地方部への初期投資費用、ランニングコスト、設備更改コスト等に対する公的支援が有効
他社設備を利用した設備構築に対する支援措置を希望
地方自治体に補助金を割り当て、国策で光ファイバ敷設
バックボーンコストの軽減策が有効

地方自治体自設のネットワーク構築についての考え

民業圧迫ではない（条件不利地域であれば仕方がない、民間事業者との連携が行われれば問題ない等）
適正・低廉なコストでネットワークが開放されれば民業圧迫ではない
できれば通信事業者に任せてほしい

地方自治体との連携方策についての考え

民に対する支援、官の支援に対する貢献という役割分担により推進
地方自治体には加入者獲得の協力支援を期待（住民へのブロードバンド理解活動、広報誌への掲載、加入者への助成措置等）
共同整備により、コストを抑制できる可能性大
地域住民へのブロードバンドサービスと電子自治体の構築を連携して推進
民間事業者によるコンサルティング、共同構築、運用業務委託等

6 国や地方自治体のダークファイバ活用により条件不利地域へのサービス展開が容易になるか

利用可能なダークファイバがないため容易になるといえない
ダークファイバの両端が電話局内に引き込まれていないため有効活用できない
接続可能アクセスポイント、保守体制、料金、技術面等の課題がクリアになれば寄与

7 集合住宅へのサービス展開の問題点等

管理組合や区分所有者の理解が十分でない場合に合意形成までに時間を要する（ただし、区分所有法改正によるIT導入決議要件の緩和やブロードバンドに対する理解の向上等により、以前より改善）
通信機器等を設置するための共用スペースや配線スペースの不足（ただし、既存の電話線を活用するVDSLの技術革新や装置の小型化等により、以前より改善）
住宅内の既存回線を活用してFTTHを導入できる技術の開発・導入

8 ブロードバンドサービス全国普及のための技術開発に係る問題

現在の技術の低コスト化や省スペース化に関する技術開発
コストダウンにつながる施工技術や周辺装置等の技術開発
遠距離損失を補う技術開発
保守性向上製品の開発
アクセスラインの複数事業者共用技術

9 その他デジタル・ディバイド是正のための課題・方策

ブロードバンドインフラを通信だけでなく多目的に利用するための施策が重要
映像伝送などサービスの魅力向上を図り、需要喚起が最重要課題
ネットワーク利用構想を考えることができる人材育成
FTTHを利用した地上デジタル放送の提供に関する技術及びコスト負担が課題
通信・放送サービス融合に関し、再送信同意の不要あるいは容易な取得など政策面での条件整備
光ファイバインフラの公正な開放が必要